

平成 24 年第 4 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 24 年 12 月 13 日（木曜日）

場所 全員協議会室

◎出席委員（18 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝
市長公室震災復興推進局長 鈴木 学
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也
農政課長 浦山 勝義
商工観光課長 菊田 忠雄
保健福祉部副理事(兼)子ども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
多賀城駅周辺整備課長 根元 伸弘
復興建設課長 熊谷 信太郎
会計管理者 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志
生活環境課参事(兼)都市計画課長補佐 郷右近 正晃
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡辺 明
都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 乗上 英隆
教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則
管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午後 1 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

御苦労さまでございます。

ただいまから補正予算等特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うこととなりますので、したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員であります。御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

よろしくお願いいたします。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 18 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は根本朝栄委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算等特別委員長は根本朝栄委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、根本朝栄委員長席に着く)

○根本委員長

ただいま、補正予算特別委員長の任を拝しました。輪番制に基づきまして委員長としてこの席につかさせていただきます。議員の皆様、そして当局の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の午前中は、長年の間市役所に奉職をされ、助役をされた元後藤助役の告別式がとり行われました。この会場に入りますと、ついこの間のように、こちらに座って議論をした光景が思い出されます。心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

○根本委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には森長一郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第 98 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 5 号)

○根本委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 98 号から議案第 103 号までの平成 24 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 98 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 5 号) を議題といたします。

関係課長等から、順次説明を求めます。

● 歳出説明

● 2 款 総務費

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、初めに、人件費補正の説明をさせていただきます。

資料 2 の議案関係資料の 28 ページをお願いいたします。

職員人件費につきまして、一般会計及び下水道事業特別会計を一括して説明させていただきます。したがって、各科目ごとの課長等からの説明は、職員人件費につきましては省略させていただきますので、よろしく御了承願います。

それでは、平成 24 年度人件費補正関係資料により御説明を申し上げます。

表の右から 3 列目、今回補正額の欄の数値で説明をさせていただきます。

初めに、一般会計の今回補正額、計の欄でございますが、総額で 1,093 万 5,000 円を減額しまして、補正後の予算額を 35 億 734 万 7,000 円とするものでございます。節ごとの内訳といたしましては、給料では 1,509 万 6,000 円の減額をするものでございます。

この主なものは、平成 24 年度当初予算編成後に平成 23 年度末の依願退職者が 1 名ふえたこと、今年度途中における依願退職者が 3 名あったこと及び育児休業取得職員 9 名分の不用額が生じたことが主な理由でございます。

次に、職員手当等につきましては 129 万 3,000 円の減額をするものでございます。この

主なものは、給料と同様に退職職員及び育児休業取得職員に係る不用額が生じたことが主な理由でございます。

次の共済費につきましては56万3,000円の減額をするものでございます。これは、共済負担金率の増があったものの、給料と同様に退職職員及び育児休業取得職員に係る不用額があったため、減額となっております。

退職手当組合負担金につきましては、勸奨退職等による退職者に係る特別負担金といたしまして601万7,000円の増額をするものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計でございますが、計の欄の総額で1,023万8,000円を減額しまして、補正後の予算額を1億2,129万3,000円とするものでございます。この主なものは、当初予算積算時の職員数を1名増の16名としておりましたが、結果として従来どおりの15名となったための減額でございます。

この票の一番下、総計の欄でございますが、一般会計及び下水道事業特別会計を合計しまして、総額で2,117万3,000円を減額しまして、補正後の予算額を36億2,864万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、一般会計について款ごとに説明いたします。

この表では、今回補正額欄の計の欄で説明をさせていただきます。

まず、1款議会費につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等への影響額としまして、29万6,000円を増額するものでございます。

次の2款総務費につきましては、育児休業取得職員6名分の給料、それから、職員手当等の減額、また、退職手当組合負担金の増額分を合わせまして735万2,000円を減額するものでございます。

3款民生費につきましては、育児休業取得職員2名、退職者3名に係る不用額が生じたこと等によりまして440万2,000円の減額をするものでございます。

4款衛生費につきましては、職員数の1名増を含めた人事異動に伴う給料等への影響額として872万円の増額をするものでございます。

6款農林水産業費につきましては、人事異動に伴う給料等への影響額として148万3,000円の増額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款商工費につきましては、人事異動に伴う給料等への影響額として693万1,000円の減額をするものでございます。

8款土木費につきましては、育児休業取得職員1名分の不用額が生じたことや、職員数の2名減を含めた人事異動に伴う給料等への影響額等によりまして1,298万5,000円の減額をするものでございます。

9款消防費につきましては補正はございません。

次の10款教育費につきましては、職員数の1名増を含めた人事異動に伴う給料等への影

響額等により 1,373 万 6,000 円の増額をするものでございます。

11 款災害復旧費につきましては、災害復旧関連業務の職員手当等について、当初の見込みより減額できる見込みとなりましたことから 350 万円の減額をするものでございます。

以上が人件費予算の補正の概要でございます。

続きまして、資料はございませんけれども、ことしの人事院勧告の内容と本市の対応につきまして説明をさせていただきます。

ことしの人事院勧告では、給料表の給料月額の変更や期末勤勉手当の支給月数などの改定に関する勧告が行われなかったため、近年のように 11 月に臨時議会を開催させていただいたり、あるいは 12 月定例会においての給与条例等の改正は行いませんでした。

なお、ことしの人事院勧告では、国家公務員の 50 歳代後半層の職員の給料月額がまだ民間を上回っているとのことで、これらの状況を是正することを目的として、大きく 2 点の勧告がなされてございます。

1 点目は、年齢が 55 歳を超える職員の昇給停止でございます。内容といたしましては、満年齢 55 歳を超える職員については、国家公務員の人事評価制度における勤務成績が 5 段階評価の真ん中の標準以下である場合は昇給を停止するというものでございます。もう少し細かく申し上げますと、国家公務員については、5 段階の勤務評価のうち、勤務成績が極めて良好、または特に良好である場合のみ昇給することができ、この場合も昇給幅をこれまでの半分程度に引き下げるという内容となっております。本市におきましては、東日本大震災の影響もあって、5 段階の勤務評価の実施は、今後導入する予定の人事評価制度の構築の中で現在導入に向けての準備段階でありますことから、この 1 点目の勧告内容に関しましては、今回実施を見送らせていただきました。

勧告の 2 点目でございますけれども、これは昇格制度の改正となっております。給料表の職務の級の適用が、例えば 2 級から 3 級へと職務の級が上がることを昇格と申しておりますけれども、今回の勧告では、年齢 50 歳代後半層の職員が上位の職務の級に昇格した場合の昇格後の給料の号俸を現行より引き下げるというものでございます。この改正につきましては、条例ではなく、規則の改正による対応となります。こちらは、勧告内容に準拠した改正を実施する予定で考えておりますので、国の人事院規則の内容に準じて、本市においても規則の改正を行いたいと考えております。

以上、人事院勧告への対応と人件費補正の総括説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 1 の 62 ページをお願いいたします。

歳出予算から各科目ごとに説明をさせていただきます。

○伊藤議会事務局長

それでは、歳出からご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 40 万円の増額補正でございます。その主なものは、先ほどの議会人件費の増と、説明欄 1 の 13 節の委託料で 10 万 4,000 円の増額は、議会インターネット中継関連機器整備業務委託料の増額によるものでございます。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

次に、2 款 1 項 8 目企画費で 19 万 5,000 円の増額補正を行うものでございます。こちらは、説明欄の 1、行政経営推進事業のうち、第五次多賀城市総合計画について、東日本大震災による環境変化及び震災復興計画の進行に伴う見直しの必要性など御審議いただくため、総合計画審議会委員 25 名分の報酬を追加補正するものでございます。

○小野市長公室長補佐（政策秘書担当）

次に、16 目諸費で 2,560 万 5,000 円の増額補正を行うものでございます。初めに、説明欄、市長公室の 1、追悼式開催事業で 150 万円の増額でございますが、これは来年 3 月 11 日に追悼式を開催するに当たりまして、追悼関連行事を実施する団体への補助金を計上したものでございます。補助金の支出を予定している追悼関連行事でございますが、3 月 11 日の前日である 3 月 10 日に開催を予定するもので、巨大なたいまつに火をともし、犠牲となられた方々の鎮魂と復興への祈りをささげるもので、この事業を実施する団体に対して補助金を交付することを予定しております。そのたいまつでございますが、奈良東大寺の特段の御厚意によりまして、一般には水取りの名称で知られております東大寺二月堂の修二会で使用される、長さ約 8 メートルのたいまつ 1 本が譲与される予定となっておりますので、これを活用する計画となっております。なお、会場やプログラムなど詳細につきましては、現在関係団体と調整中ではありますが、決定され次第広く周知・広報を行うこととしております。

なお、後ほど 10 款教育費に係る補正において御説明を申し上げますが、3 月 11 日の翌週、3 月 17 日に開催を予定する「～復興に向けて心ひとつに～市民参加型のコンサート秋川雅史さんと歌う第九コンサート」を含めて、鎮魂の思いと復興への願いを込めた一連の震災関連事業とするものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分で 2,410 万 5,000 円の増額です。1 の地区集会所整備補助事業につきましては、津波による被害が甚大でありました八幡下二区集会所の建設用地購入に関する不動産鑑定評価手数料、測量業務委託料、それから、土地購入費として増額をするものです。

大変恐れ入りますが、資料 2 の議案関係資料の 41 ページをお願いします。こちらが今回購入を予定しております八幡下二集会所用地の位置図でございますが、上が北になっておりまして、図面の右側の下のほうに当該地面積 330 平米、100 坪と書いてございます。これは、以前船のパチンコ屋があったところの一角でございますけれども、ここで改めましてこれまでの経過についてちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

震災により被害を受けました集会所をもとの状態にするための修繕などに要する経費につきましては、市が地区に全額補助するものとしまして、平成 23 年度中に被災した市内 14 カ所の集会所に対して助成を行いました。八幡下二区集会所につきましても、修繕が困難なために震災前と同じ面積の集会所を建てかえるということで、今年の 6 月定例会で御承認

をいただいたところでございます。しかし、同じ場所に同じ面積で集会所を建てますと、道路用地にはみ出してしまうということが判明しましたので、ほかの場所への移設も含めて地区で改めて検討することとなったということにつきましては、ことしの第 1 回市議会臨時会で減額補正をした際に御説明を申し上げたところでございました。今年度に入りまして、地区におきまして候補地の選定を行ってまいりました結果、この資料、図面にございます八幡 4 丁目 4 番地内、その一角を八幡下二区の集会所用地として新たに購入をすることとなったものでございます。

なお、今度その上物、建物なのですが、こちらにつきましては、今回土地を購入したのち、平成 25 年度の予算について改めて計上することとしております。以上です。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

資料 1 の 64、65 ページをお願いいたします。

18 目東日本大震災復興基金費で 1,284 万 7,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興基金積立金の 1,284 万 7,000 円は、全国から本市にお寄せいただいた震災復興寄附金の 8 月から 10 月までの収入分、264 万 7,000 円に加えまして、後に歳入で説明申しますが、普通財産の売払収入に相当する額 1,020 万円を復旧・復興事業に活用するため積み立てをするものでございます。

次に、19 目東日本大震災復興交付金事業基金費で 67 億 2,893 万 8,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興交付金事業基金積立金の 67 億 2,861 万 7,000 円の増額補正は、復興交付金の第 4 回申請の配分可能額が示されたことを受けて、その全額を積立金として計上するものでございます。同じく説明欄、東日本大震災復興交付金事業基金積立利子の 32 万 1,000 円は、積立金の増額に伴う利子収入の増加を見込んで補正するものでございます。

○紺野保健福祉部次長（兼）社会福祉課長

68、69 ページをお開きください。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費で 1 億 2,821 万 4,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、障害程度区分認定審査事業 8 万円の増額補正は、補助金の確定に伴う平成 23 年度障害程度区分認定等事業補助金の国への返還金でございます。

2 の障害者自立支援医療更生医療給付事業は 2,909 万 5,000 円の増額補正でございます。主なもので 20 節扶助費 2,574 万 8,000 円は、生活保護受給者の 5 名の増加による給付費で、23 節償還金利子及び割引料 333 万 3,000 円は、負担金の確定に伴う平成 23 年度障害者医療費負担金の国及び県への返還金でございます。

3 の障害者自立支援給付事業で 9,903 万 9,000 円の増額補正は、20 節扶助費の 9,899 万円が主なものでございますが、障害者自立支援法の改正に伴い、報酬改定による 5,000 万円、事業所の新設や利用者の増により約 4,000 万円、県からの移譲事務により約 900 万円、それぞれ増額が見込まれるものでございます。

3 目福祉手当費で 12 万 3,000 円の増額補正は、説明欄 1 の特別障害者手当等支給事業

に係る負担金確定に伴う平成 23 年度特別障害者手当等支給事業負担金の国への返還金でございます。

○高橋国保年金課長

次に、5 目国民年金事務費で 356 万 1,000 円の増額補正でございます。内訳でございますが、説明欄、総務課分は人件費でございます。国保年金課国民年金事務事業で 16 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、現在使用しております年金機構の市町村情報照会システム、こちらにつきましては 25 年 4 月からインターネットを利用した新しいシステムになることから、必要なパソコンを購入するものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、7 目介護保険対策費で 1,085 万 2,000 円の増額補正でございますが、説明欄 1 は介護保険特別会計への繰出金の増額 1,073 万 1,000 円でございます。内容につきましては、介護保険特別会計補正予算の中で御説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

説明欄 2、生活困難者に対する利用負担減免措置事業、23 節償還金、利子及び割引料 12 万 1,000 円の増額補正につきましては、平成 23 年度の事業確定によります県補助金の精算返還金でございます。

○但木こども福祉課長

次に、2 項 2 目保育運営費 1 の市立保育所運営管理事業につきましては、第 3 回定例会の補正予算第 3 号で御承認をいただきました非常勤保育所の報酬、時間外手当及び共済費に係るものでございまして、5 名分に係る緊急雇用創出事業補助金の充当が認められましたことによる財源組み替えでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 項 1 目生活保護総務費で 271 万 7,000 円の減額補正でございます。社会福祉課関係の説明欄 1、生活保護適正実施推進事業で 51 万 2,000 円の増額は、セーフティーネット支援対策事業における生活相談員報酬及び中国残留邦人等支援事業委託金の確定に伴う平成 23 年度の補助金及び委託金の国への返還金でございます。

次のページをお開きください。

2 目扶助費で 9,969 万 1,000 円の増額補正でございます。これは、生活保護扶助事業で、各種扶助費等の確定に伴う平成 23 年度生活保護費等国庫負担金の国への返還金でございますが、決算審議等でも御説明申し上げましたが、東日本大震災に係る義援金の支給等により、保護の停止・廃止で保護対象人員が、保護世帯、保護人員が減少したことによるものでございます。

○阿部生活再建支援室長

4 項 1 目災害救助費で 1 億 4,950 万円の増額補正でございます。説明欄、生活再建支援室、1 被災者住宅再建補助事業で、19 節負担金補助及び交付金 1 億 5,000 万円の増額補正は、12 月 5 日開催の東日本大震災調査特別委員会におきまして御説明申し上げました、

本市独自の被災者支援施策、被災者住宅再建補助事業に係る補助金でございます。内訳は、建築・購入に要する経費の利子相当額補助上限額 100 万円の申請 100 件と見込みました 1 億円、補修に要する経費利子相当額補助上限 50 万円分の申請 100 件と見込みました 5,000 万円でございます。財源は震災復興基金を充てることにいたしております。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目労働諸費で 661 万 2,000 円を減額補正するものであります。これは、高校新卒者就業支援事業として緊急雇用創出事業補助金を活用しながら、市内在住の高等学校新卒者で、卒業後すぐの就職が決まらなかった方を本市の臨時職員として雇用し、労働機会を提供しながら就職活動も支援しようとするものでございました。この事業は平成 21 年度から事業を開始し、毎年度 5 名程度の新卒者を臨時職員として雇用してまいりましたが、今年度も同様に募集を行ったところ、応募者がございませんでしたので、予算計上しておりました臨時職員 5 名分の共済費及び賃金の合計 661 万 2,000 円の全額を減額するものでございます。

なお、本年 4 月における宮城県内の高校卒業者の就職内定率が 98%を超える高い率となったため、応募がなかったものと考えております。

○浦山農政課長

次に、6 款 1 項 3 目農業振興費 30 万 8,000 円の減額補正を行うものでございます。説明欄 1、園芸施設建設補助金事業として 34 万円の増額は、農産物の生産を行う市内の農家より、本年 11 月に野菜・花卉等の生産性の向上を図ることを目的としたビニールハウスを建設するため、同補助金の交付申請があったことから、補助対象費として建設資材費の 4 分の 1 を計上するものでございます。

次に、説明欄に多賀城市農業復興計画策定事業の 13 節委託料 64 万 8,000 円の減額でございます。

まず、農業復興計画事業委託料として新たに 85 万 2,000 円を増額するものでございます。これは、昨年 11 月に発足した多賀城市農業復興委員会において検討の結果、大区画圃場事業推進を決定したことにより、圃場整備事業に必要な対象者地図データ処理等の作成業務を計上するものでございます。

次に、農村地域復興支援業務委託料として 150 万円を減額するものでございます。これは、当初県事業として全体事業費 600 万円のうち、宮城県が 4 分の 3 の 450 万円を計上し、本市が 4 分の 1 の 150 万円を宮城県への委託料として計上しておりましたが、国において平成 24 年 1 月に東日本大震災復興交付金事業が創設されたことを受け、農地災害関連区画整理事業から復興交付金事業に振りかえされることになりました。その後、本年 10 月に国から宮城県を通して復興交付金事業は津波浸水農地面積が被災地区農地面積の 50%以上という方針が示され、本市におきましては、全体で 300 ヘクタールの農地に対しまして、津波浸水を受けた面積は約 76 ヘクタールの 25%となり、事業要件を満たさないこと

となり減額するものでございます。

次に、4目農地費395万7,000円の減額補正を行うものでございます。説明欄1、農業用幹線排水用整備事業でございますが、当初、工事に伴う発掘調査を計上しておりましたが、宮城県教育委員会と埋蔵文化財発掘調査について協議をしたところ、掘削する深さが現状の盛土内でおさまり、地下の遺構には影響を及ぼさない範囲であるとのことから、本市教育委員会職員による工事立ち会いのみとなり、発掘調査を要しないことになったため、発掘調査費用の全額を減額するものでございます。

○菊田商工観光課長

次に、7款1項4目観光費において120万5,000円の財源組み替えでございます。これは、説明欄1の商工観光課観光係に係る人件費が、本年10月に県から緊急雇用創出事業費として承認されたことによるものでございます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

次のページ、78、79ページをお開きいただきます。

8款4項1目都市計画総務費で644万3,000円の増額補正です。説明欄、都市計画課1、計画策定事業、13節委託料で280万円の増額補正です。景観計画は、社会資本整備総合交付金を活用して今年度から策定を進めておりますが、補助金増額の打診があったことを受け、次年度予定分の一部を前倒しで策定を進捗させるものでございます。

3目公園費、説明欄、都市計画課1、生垣づくり補助事業については財源の組み替えでございます。

○根元多賀城駅周辺整備課長

次に、4目市街地開発事業費で、7,908万8,000円の増額補正でございます。多賀城駅周辺整備課関係ですが、宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業に要する経費として8,510万円を計上するものでございます。その主なものは、8,500万円の調査設計業務委託料で、都市計画決定及び事業認可を受けるために必要な事業計画案の作成に係る各種調査、測量、設計及び想定換地の検討に要する経費でございます。

ここで、恐れ入りますが45ページをお開き願います。関係書1の45ページでございます。

第2表の繰越明許費でございます。ただいまの宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る業務委託は、今後、権利者や関係機関との調整に相当の時間を要するものと予想されることから、繰り越しするものでございます。なお、完了は平成25年12月27日を見込んでおります。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

78ページ、79ページにお戻りください。

5目下水道事業特別会計繰出金で3,462万8,000円の増額補正です。詳しくは下水道事業特別会計で御説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

5 項 3 目災害公営住宅整備事業特別会計繰入金で 7 万 9,000 円の増額補正です。詳しくは災害公営住宅整備事業特別会計で御説明申し上げます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、10 款 3 項中学校費 1 目学校管理費で 17 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、4 月から各学校の相談活動に従事してまいりましたスクールソーシャルワーカーの相談件数の増加による補正並びに昨年まで県が契約してきたスクールソーシャルワーカーの保険料を市が契約することになったための増額補正でございます。説明欄にありますように、ソーシャルワーカーの報奨金 17 万円と保険料 5,000 円分の増額でございます。また、補正額の財源内訳で、当初予算では県支出金との差額分について、住民生活に光を注ぐ基金繰入金を充てていりましたが、今回全額を県委託事業として見込めることから、財源を組み替えるものでございます。

次に、同じ資料の 46 ページをお開きください。

第 3 表、債務負担行為の補正でございます。上段のパソコンの借り上げ料ですが、債務負担行為の期間は平成 25 年度から平成 29 年度までで変更はありません。限度額を 4,158 万 9,000 円から 999 万 9,000 円増額し、5,158 万 8,000 円とするものでございます。この内容ですが、平成 25 年度から平成 29 年度までの市内各小学校と中学校の総合的な学習の時間に係るコンピューター等の借り上げに要する費用 999 万 9,000 円を追加するものでございます。平成 25 年 4 月から利用することから、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があり、増額するものでございます。

なお、この債務負担行為に係る予算措置につきましては、平成 25 年度以降の各年度の予算に計上させていただくものでございます。

○武者生涯学習課長

それでは、資料の 82 ページ、83 ページにお戻りください。

10 款 4 項 2 目社会教育振興費で 300 万円の増額補正をするものでございます。これは説明欄 1 の復興に向けて心ひとつに市民参加型コンサート開催事業、これにつきましては、先ほど 2 款 1 項で市長公室より追悼式開催事業の説明の中で触れました秋川雅史さんと歌う第九コンサートの開催費用で、これは企業より文化芸術振興目的として 300 万円の寄附をいただいたことにより、当該事業の企画運営費として委託料を計上するものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお開きください。

11 款 5 項 1 目民生施設災害復旧費で 1,094 万 1,000 円を追加補正するものでございます。これは、東日本大震災により被災した保健福祉部所管の社会福祉施設を修繕する経費でございますが、被災の程度が軽微で緊急の修繕は要しなかったものの、今後の施設の適正管理のため、東日本大震災復興基金からの繰入金により基礎部分や壁のクラックなどにつきまして一斉に修繕を行うものでございます。社会福祉課関係でございますが、説明欄 1 の

社会福祉施設災害復旧事業 156 万円は 3 施設の修繕経費で、のぞみ園の基礎部分のクラック修繕、太陽の家の基礎部分及び内部壁のクラック修繕並びにサッシガラスの取りかえ、コスモスホールの排水設備修繕を予定しております。

○但木こども福祉課長

次に、こども福祉課関係 1 の保育所災害復旧事業 497 万 9,000 円は、公立 4 保育所の修繕に係る経費でございます。鶴ヶ谷保育所につきましては基礎及び外壁のクラック等の修繕、笠神保育所は燃料庫スレート屋根材のずれ、トイレ壁タイルのクラック等の修繕、志引保育所は基礎のクラック、トイレ壁、床タイルのクラック等の修繕、八幡保育所は裏口回りの犬走りの段差改修等の修繕を予定しております。

2 の留守家庭児童学級災害復旧事業 88 万 3,000 円は、うぐいす、もみじ、すみれ、各学級の修繕に係る経費でございます。うぐいす学級につきましては、室内ボードのクラック等の修繕、もみじ学級は外壁板目地シール剥がれ、トイレ壁モルタルのクラック等の修繕、すみれ学級は内壁のクラックの修繕を予定しております。

次に、鶴ヶ谷児童館関係 1 の児童館災害復旧事業 124 万 9,000 円は、犬走りタイルの割れ、外壁のクラック等の修繕を予定しております。

ここで、恐れ入りますが同じ資料の 45 ページにお戻り願います。

第 2 表、繰越明許費でございます。11 款 5 項厚生労働施設災害復旧費の保育所災害復旧事業及び児童館災害復旧事業でございますが、ただいま御説明申し上げました各保育所及び鶴ヶ谷児童館の修繕につきましては、保育活動や児童館の活動中に修繕を行わざるを得ず、その作業に制約が生じることにより、時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越しさせていただくものでございます。なお、事業完了はいずれも平成 25 年 9 月末を予定しております。

○長田健康課長

恐れ入りますが 85 ページにお戻り願います。

次に、健康課関係で、説明欄 1、母子健康センター災害復旧事業で 76 万円を増額補正するものです。これは、母子健康センターの冷暖房設備の室外機の基礎に傾きが生じたため、この基礎の改修と正面玄関付近の平板ブロックに段差が生じたことから、その段差の改修を行うものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、介護福祉課関係です。説明欄 1、老人福祉施設災害復旧事業 11 節需用費修繕料 151 万円の増額補正ですが、これはシルバーヘルスプラザの外壁のコンクリートの浮き撤去修繕並びに屋内ゲートボール場の外部基礎幅木クラックの修繕を行うものでございます。

○阿部生活再建支援室長

次に、86、87 ページをお開きください。

13 款 2 項 1 目災害援護資金貸付金で 220 万 8,000 円の減額補正でございます。これは、本年度において災害援護資金貸付システムを庁内への導入委託を進めてまいりました

が、今後発生し得る災害時にもデータ保管について万全を期すため、システムサーバーを外部のデータセンターに設置すること、また、長期にわたるシステム使用におきましては、ウェブ仕様によるシステム構築が望ましいことから、当初予定しておりました庁内へのシステム導入を取りやめまして、その経費を全額減額いたしまして、システムサーバーを外部データセンターに設置するシステム借り上げ料として、新たに平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の債務負担行為を設定するものとしたものでございます。

恐れ入りますが、同じ資料の 1、46 ページをお開き願いたいと思います。

第 3 表、債務負担行為の補正の変更でございます。表の 2 段目、業務支援システム借り上げ料といたしまして、変更前限度額 910 万 6,000 円に今回の災害援護資金貸付システム借り上げ料として 528 万 2,000 円を増額し、変更後限度額を 1,438 万 8,000 円に変更するものでございます。期間につきましては、変更前、変更後ともに、平成 25 年度から平成 29 年度までで変更はございません。

なお、後ほど御参照いただきたいのですが、別冊の資料 2 の 40 ページに債務負担行為内訳表を掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

資料の 1 になりますが、資料の 1 の 50 ページ、51 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目地方交付税で 7,339 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、震災復興特別交付税の 7,339 万 4,000 円は、第 4 回申請に係る復興交付金事業のうち、宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の地方負担に相当する額、さらに後ほど御審議賜りますが、下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に計上しております災害復旧事業、それと復興交付金事業に対する一般会計繰出金のうち、地方負担に相当する額の交付を見込むものでございます。

○紺野保健福祉部次長（兼）社会福祉課長

14 款 1 項 1 目 5 節障害者福祉費負担金で 6,236 万 9,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の障害者自立支援給付費負担金 4,949 万 5,000 円は、歳出で御説明申し上げました障害者自立支援給付事業に充当するもので、補助率 2 分の 1 でございます。

2 の障害者医療費負担金 1,287 万 4,000 円も歳出で申し上げました障害者自立支援医療更生医療給付事業に充当するもので、こちらも補助率 2 分の 1 でございます。

○永沢建設部次長（兼）都市計画課長

2 項 2 目土木費国庫補助金で 174 万 2,000 円の増額補正です。説明欄、都市計画課 1、社会資本整備総合交付金、1、効果促進事業（景観形成事業）で 140 万円の増額は、歳出で説明をした景観計画策定事業委託料の増額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2、効果促進事業（都市緑化事業）34万2,000円の増額補正は、歳出で説明をした生垣づくり補助事業が社会資本整備総合交付金の対象になったことから増額補正をするものでございます。なお、補助率はいずれも10分の5でございます。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

6目東日本大震災復興交付金で67億2,861万7,000円を増額し、総額で72億8,071万7,000円とするもので、説明欄1に記載のとおり、文部科学省所管事業で1億7,053万6,000円を、国土交通省所管事業分で65億5,808万1,000円を増額補正するものでございます。この内訳といたしましては、恐れ入りますが議会資料2の37、38ページをお開きください。37ページ、左側につきましては、今回採択されました23事業の復興交付金対象事業費、それに係る復興交付金の額、復興交付金の交付対象事業年度の一覧を記載してございます。右側の38ページは、今回採択されました23の事業のうち、一旦東日本大震災復興交付金事業基金に積み立てをした後、この5号補正あるいは平成24年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第1号）、平成24年度多賀城市水道事業特別会計補正予算（第4号）の歳出に予算措置したものを明示いたしました。38ページの事業の後ろに米印があるものにつきましては、交付された交付金の一部を各会計の歳出に計上させていただいているものでございます。歳出予算に計上していない残分及び事業名称欄に単に米印があるものについては、今後事業の進展を見ながら予算措置をしてまいるものでございます。

また、本日追加資料としてお配りいたしましたA3の資料でございます。タイトルのほうに議案第98号、99号、102号関係資料につきまして御説明申し上げます。

こちらの資料は、さきの東日本大震災調査特別委員会にて要求のございました復興交付金事業に係る市単独費の状況をあらわしたものでございます。基本的に復興交付金事業は、復興交付金と復興特別交付税によって財源が確保され、地方には負担を求めないものではありますが、後年時において使用料等の収入を有するような事業については地方負担が見込まれるものであり、本市の場合は災害公営住宅事業の一部と下水道事業がこれに該当いたします。この表は、さきに東日本大震災調査特別委員会でお示した表をベースに、採択とならなかったものも含めて、仮にこれらが全て採択となり、後年時も含めて採択となり事業を実施した場合、後年時においてどれほどの市単独費が発生するかをシミュレートしたものでございます。今後の事業の進展等により異なる場合があることをあらかじめ御承知おき願います。

表の見方でございますが、市単独費が発生する事業については、事業費の総額欄に項目を追加しております。例えば、1ページ番号の10番、災害公営住宅整備事業（桜木地区）では、この総額の欄に1回目から4回までに採択された事業費、これが3段目に49億249万9,000円と記載してございます。この住宅事業は基幹事業でありますので、その事業費の8分の7である42億8,968万5,000円が復興交付金で充当されることとなります。災害公営住宅整備事業には復興特別交付税は充当されませんので、事業費との差額6億

1,281万4,000円は市単独費となるものでございます。

また、その下の11番、災害公営住宅駐車場整備事業（桜木地区）は、事業費が4,250万であり、これは効果促進事業でありますので10分の8の3,400万円が復興交付金で充当され、事業費との差額850万円は市単独事業となるものでございます。

なお、その下の12番でございますけれども、災害公営住宅取付道路整備事業（桜木地区）は、使用料とは関係のないものでございますので、市単独費は生じないものと試算をしております。

以下、次のページ以降、新田地区、鶴ヶ谷地区、宮内地区の災害公営住宅についても同様でございます。

次に、下水道事業でございますが、3ページ目の一番下の段お願いいたします。番号で申しますと27番下水道事業（雨水整備）をごらん願います。1回目から4回目の間に採択された事業費が3段目に42億4,760万円と記載がございます。これも基幹事業でありますので、その4分の3である31億8,570万円が復興交付金で充当されます。また、事業費の15%の6億3,714万円は復興特別交付税で充当され、事業費とそれらの差額4億2,476万円は市単独費となります。

以下、32番の下水道事業雨水地下貯留施設整備調査検討まで同様でございます。

もう一度1ページ戻って、3ページに戻っていただきまして、26番総合治水対策計画策定事業（総合治水対策事業・下水道事業全体計画見直し事業）は、採択額が7,525万円で、これは効果促進事業でありますので10分の8の6,020万円が復興交付金で充当され、さらに1,103万円が復興特別交付税で充当され、事業費とそれらの額の差額402万円が市単独事業費となります。

こうした積み上げの結果として5ページお開きください。5ページの下の方の欄でございます。災害公営住宅整備事業市単独費合計、一番右端の欄で19億4,842万8,000円となっております。これが市単独費という形になるものでございます。この災害公営住宅の市単独費については、ほとんどを起債で対応し、その償還にあつては住宅使用料で充当するというものでございます。また、その下の下水道事業の市単独費は8億1,600万2,000円で、これも起債で対応し、その償還の一部は交付税措置されるものでございます。これらの市単独費は事業の進展等によっても異なってまいりますし、あるいは災害公営住宅整備事業や下水道事業以外でもグレードアップをすることによって発生するものでございますが、とりあえず現時点で見込まれる市単独費をシミュレートしたものでございます。

では、資料1の52ページ、53ページにお戻りください。

○高橋国保年金課長

それでは、資料1の議案52ページ、53ページでございます。

14款3項2目1節民生費委託金1節基礎年金事務委託金でございます。16万9,000円の増額補正でございますが、これは歳出で申し上げましたパソコン購入に係るもので、全額充当するものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお開きください。

15 款 1 項 1 目 5 節障害者福祉費負担金で 3,118 万 4,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の障害者自立支援給付費負担金 2,474 万 7,000 円は、歳出で御説明申し上げました障害者自立支援給付事業に充当するもので、補助率 4 分の 1 でございます。

2 の障害者医療費負担金 643 万 7,000 円も歳出で御説明申し上げました障害者自立支援医療更生医療給付事業に充当するもので、補助率 4 分の 1 でございます。

○菊田商工観光課長

次に、2 項 7 目労働費県補助金で 315 万円の減額補正でございます。これは、説明欄 1 の緊急雇用創出事業補助金で、先ほど歳出で各担当課長から御説明申し上げましたことも福祉課の市立保育所運営管理事業費の人件費財源組み替え、総務課の高校新卒者就業支援事業廃止に伴う減額、それから、商工観光課観光係庶務事務の人件費財源組み替えでございます。これにより、緊急雇用創出事業は 20 事業から 1 事業減りまして 19 事業に、雇用人数は当初計画より全体で 4 名減の 166 名となります。

なお、詳細につきましてはお手元に A3 の資料で議案第 98 号関係資料（追加資料）というのをお配りさせていただいておりますので、それを御参照願います。

○麻生川学校教育課長

続きまして、3 項県委託金 2 目教育費委託金第 2 節中学校費委託金でございますが、116 万 6,000 円を増額するものでございます。歳出で御説明いたしましたが、スクールソーシャルワーカーの報奨金分 17 万円と保険料 5,000 円の増額分、さらに基金から県委託金に財源を組み替える分 99 万 1,000 円を合わせ、116 万 6,000 円の増額となるものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

16 款 1 項 2 目利子及び配当金で 32 万 1,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興交付金事業基金利子の 32 万 1,000 円は、今回同基金に追加して積み立てる復興交付金について、現在預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案した利子収入の増加を見込むものでございます。

○阿部管財課長

次に、2 項 1 目の不動産売払収入で 1,020 万円の増額補正でございます。これは、1 節土地売払収入として、下馬 3 丁目の普通財産、土地面積 210.71 平方メートルを売り払いしたことによるものでございます。なお、これは、寄附をいただいた土地を売り払ったものでありますが、寄附をされた方の意志により歳出で市長公室財政経営担当から説明があった東日本大震災復興基金として積み立てることとなります。

次に、17 款 1 項の寄附金で 564 万 7,000 円の増額補正でございます。これは、平成 24 年 8 月 3 日から 10 月 30 日までいただきました 2 目震災復興寄附金 35 件 264 万

7,000 円、12 月 11 日にいただきました 5 目教育費寄附金 1 件 300 万円をそれぞれ計上するものでございます。

なお、教育費寄附金につきましては、生涯学習課長から説明があった、復興へ向けて心ひとつに、市民参加型コンサート開催事業のその他財源とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 1 億 3,292 万 1,000 円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴い増額となるものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成 24 年度末における残高は 18 億 1,472 万 9,000 円となる見込みでございます。

続いて、7 目住民生活に光を注ぐ基金繰入金で 99 万 1,000 円の減額補正をするものでございます。これは、歳出で御説明申し上げましたスクールソーシャルワーカー活用事業の充当財源として予定していたものですが、同事業に対して県支出金が充当されることとなったことから財源を組み替えをすることとし、同基金からの繰入金を減額するものでございます。これによりまして、住民生活に光を注ぐ基金の平成 24 年度末における残高は 453 万 1,000 円となる見込みでございます。

続いて、8 目東日本大震災復興基金繰入金で 1 億 6,244 万 1,000 円の増額補正をするものでございます。これは、説明欄に記載しております追加対象事業等の財源として、それぞれ記載のとおり、同基金からの繰入金を充当するものでございます。これによりまして、東日本大震災復興基金の平成 24 年度末における残高は 5 億 8,906 万円となる見込みでございます。

続いて、9 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 6,375 万円の増額補正をするものでございます。これは、説明欄記載のとおり復興交付金の第 4 回申請に係る事業のうち、宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の財源として同基金からの繰入金を充当するものでございます。

なお、後に御審議賜りますが、災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 1 号）におきましても、同基金から 1,974 万 8,000 円を繰り入れ、さらに下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）におきましても 7,350 万円を繰り入れることとしております。

以上によりまして、東日本大震災復興交付金事業基金の平成 24 年度末における残高は 89 億 5,709 万 6,000 円となる見込みでございます。

なお、ただいま御紹介申し上げました東日本大震災復興基金、さらに復興交付金事業基金、こちらのほうを活用した復興・復旧に関する事業につきましては、資料の 2 になりますが、資料 2 の 31 ページから 36 ページにかけて、今まで計上しておりました復旧・復興事業、こちらとあわせて整理させていただいております。後ほどごらんいただき、御審議の参照にさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、恐れ入ります、資料 1 の 60、61 ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

す。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

20 款 5 項 3 目 7 節雑入で 17 万 3,000 円の増額補正でございますが、説明欄 1 の障害者自立支援審査事業負担金返還金で、過年度で、平成 23 年度分の障害程度区分認定審査に係る負担金が確定したことによります塩釜地区消防事務組合からの返還金でございます。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開は午後 2 時 15 分といたします。

午後 2 時 04 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましてもこれまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は 1 回 3 件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に 1 件ずつ質問をしていただくようお願いをいたします。

なお、当局におかれましても質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○根本委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。竹谷委員。

○竹谷委員

確認だけさせていただきたいと思います。

今回の補正予算、72 億 6,900 万円、この財源はほとんどが今回の東日本大震災復興交付金等に係る歳入であると考えてよろしいのかどうか。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

そのとおりでございます。さらにつけ加えますと、今回は東日本大震災復興基金、こちらのほうからの繰り入れ額ということも多くなっております。

○竹谷委員

結果的にいろいろ理屈を言っても、不足分の財源が、歳出の不足分の関係が 1 億 3,200 万円を財調から繰り入れて、以外はほとんど大震災にかかわる関連の交付金なり、基金の繰り入れなりの歳入であるという見方でいいんじゃないかと私見しているんですけど、そのよう

な考えでよろしいんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、そのとおりでございます。

○根本委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○根本委員長

次に、歳出の質疑を行います。竹谷委員。

○竹谷委員

歳入で確認したことはなぜかという、じゃあ歳出でどのような、現実的な事業としてどのように反映されているのか。結果的に入ったけれど全部積み立てに回っているということになっては問題もあろうと思いますので、その辺はどういうふうに、歳出の骨格はどのようになっているのか、それについてお伺いします。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

確かに今、竹谷委員おっしゃるとおりに、まず基金に積み立てをするというのが非常に大きな部分になっております。ただ、その中でも 24 年度に歳出予算に計上して実施できる事業、例えば宮内地区の土地区画整理事業であったり、あとこれは復興交付金とはちょっと違いますけれども、追加で行います被災者支援に関する住宅の補助ですね、そちらのほうが今回の補正の主な内容となります。あとさらに、ちょっと金額も細かくなってしまうかもしれませんが、社会福祉施設であったりとか、あとは保育所関係あるいは母子健康センターといった今まで災害復旧事業、こちらのほうでちょっと取りこぼしといいますか、軽微なものであったのでなかなか災害査定にも載せられなかった、そういったものを今回一挙に全部行ってしまおうということがありますので、そちらのほうが主な内容といいますか、特徴のある部分だというふうに考えております。

○竹谷委員

基本的に、ぱっと見たんですが、失礼なことを申し上げるといような格好になると思いますが、今回の補正は基本的に被災者住宅再建事業 1 億 5,000 万円が大きな目玉であって、以外は、今まで細かいところに目を通してなかった福祉関係の、金額としては幾らでもないですけども、そこに主眼を置いたというふうに、相対的に見てそういう見方ができるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、今竹谷委員のおっしゃるとおりだと思います。

○竹谷委員

そういうようなきちとした説明をしておかないといけないと。じゃあ、この積立金をどこでどう事業化していくのか。これは今後の問題ですから、補正とはかかわりはないと思いますが、少なくとも補正でこれだけの金を積んで、じゃあ今後どう活用しながらまちづくりな

り、復旧・復興に占めていくのかという問題が、大きな多賀城市では課題になっていくわけです。特に今年度は 79 ページに宮内地区の区画整理関係の調査業務が入ったということで、これが一つの目玉になっていくんだろーと思えますけれども、そういうふうないろいろな資料が出ていますけれども、実際に目に見えた構図が出なければ、何やってるんだという市民の、ちまたの声があるわけですので、その辺については、目に見える構図は、じゃあ来年度からやっていけるんだという見通しなのか、それとももうちょっと今後は積み立てしながら、設計とかそういうものをやっていながら 25 年度後半からだというような感じなのか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

資料でも御説明申し上げましたが、資料 2 の 37、38 ページで御説明申し上げましたが、今回復興交付金 67 億ほど来てございますけれども、歳出に回っているのが、そのうち事業費で言うと 20 億ということで、ほとんどが 25 年度事業になっている。この一つの要因としては、今年度やらなければならないものについては 1 回から 3 回の復興交付金の申請で頂戴して、それで事業に着手しているというのがございました。それと、その時点でまだ決まっていなかった、例えば、桜木以外の災害公営住宅だとか、それから下水道事業の本格的な着工については、そういう調査を経てという形で構築してはございます。特に今回その災害公営住宅については、測量だったり、調査だったりということで、実際かかわっていくのは 25 年度以降ということになってございます。これも詳細設計ができ上がった後に、また再度復興交付金足りなければ追加募集するというような形になるんですけども、基本的には何しろ大きな工事でございますので、調査なり、設計なりに多少時間を頂戴すると。今回第 4 回申請で初めて採択になったものは、これから調査になるので、やはり実際工事にかかるというのが 25 年度末だったり、26 年度だったりというようなスケジュール化になるということは正直なところでございます。

○竹谷委員

確かにそうだと思うんですけども、問題は事業の進捗によって繰越明許費だとか、明許だとかいろいろやっていくわけですけども、それじゃ 2 年度まで、2 年間だけ繰り延べできるのかという問題が大きな課題になってくると思います。その辺はやっぱり国の制度上の問題もあるわけですから、国の制度を改革しなければ、いろいろなまた問題が出てくるのではないかなという思いがあるんですけども、そういう心配はないというふうにお考えなのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

これはこの間、復興庁と県内各首長との意見交換会がございまして、その席上でも復興庁から御説明いただきました。まず復興庁では、これまでのルールのとおり予算措置をして、翌年終わらなければ繰越明許をしてくださいと。繰越明許でも終わらなければ事故繰越をしてくださいと。最大 3 年だと。そのときに、その事故繰越をする書類は相当簡素化しますというお話をいただきました。各県内の市町村からも同じ質問が出ました。終わらないのが

必ずあるじゃないかと、どうするんだというお話をいただいて、復興庁では、そのときには予算をとりあえずその年度で終わりにして、再度予算化してくださいというお話を伺っております。いわゆる執行した分だけ、そこで一回切って、足らなければまた翌年再度予算化すると。これは多分この復興の基金ということで、一旦各市町村の基金の袋に入るので、その辺フレキシブルにまずできやすいと。先ほど委員からお話があったように、例えば復興交付金というのは 25 年度事業なんですよということになってお金はいただいていますけれども、一旦基金に入ってしまうので、準備ができれば、25 年度の事業でも 24 年度に前倒しをするということが可能でございます。そういうようなフレキシブルな対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○竹谷委員

今ね、推進局長が言うようにね、前使うのはいいんですよ。これは基金ですから、前に事業する。私は一番心配してるのが、25、26、27、28 という、延びていった場合に、今言ったようにじゃあ 2 年度だけの事業で、あと 3 年度分は切って、もう一回申請し直したと。そうすると、これは二重手間になっちゃうんですよ。ですから、今いろいろやっていますから余り強いことは言えないんですが、今のうちからそういうところを整理しておかないと、なかなか事業を促進していくのに事務的なことだけがいっぱいかかっちゃって、実質的に残っていかないんじゃないかというような気がするんで、これ担当課ではいろいろ考えていると思いますが、やっぱりね、これ、市長、副市長ね、これはね、今やっていますから何だかんだ言えないですけども、やっぱりこれはね、この事業としてやらなきゃいけない事業ですから、今までみたいな単年度主義で 2 年度までいいんだというんじゃなく、この事業終わるまで事業があるわけ、3 年なり 4 年でもやっぱりこれは継続してやっていく事業なんだということの認識をやっぱり、政府関係者なり県関係者が認識を持たないと、これなかなか進んでいかないんじゃないかというような気がしますのでね。これは政治的なこともありますので、その辺の、担当者は一生懸命やっていると思いますが、やはり市のリーダーの皆さん方が、いろいろな場所でそれは訴えていかなければ、そういうものは改善できていかないというものがあるんじゃないかと思うんですけども。その辺はいかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは竹谷委員おっしゃるとおりでございますして、お金はいただいたけれども使い勝手が悪いというのではなかなか効果が出ないというのがございますので、事務的な打ち合わせのほかに、首長とそれから復興庁のとの懇談会といいますか打ち合わせ、そういった機会もございますので、なるべく使い勝手のいい、早く効果が出るようなそういったこと、これからも引き続きお願いしてまいりたいと思っております。

○昌浦委員

3 件です。ページ数で言います。全部資料の 1 なんですけど、まずは 69 ページの国保年金課、国民年金事務事業に関して。それから、75 ページの総務課の 5 人減になったと。そ

のときの内定率の関係で、どこの資料を使ったのか、どういう根拠で98になったか、ちょっと詳細に知りたいものですから。最後です。過去に一般質問した関連もあるので、81ページのスクールソーシャルワーカー。

まずもって、69ページに戻って第1問させていただきます。

御説明でね、パソコン何台なのかね、歳入でも歳出でもね、なかったんですよ。16万9,000円という微妙な数字でね、1台なのか、あるいは2台の複数なのか、ちょっとわからないんです。その辺どうなんですか。

○高橋国保年金課長

はい、大変失礼いたしました。パソコンは1台でございます。1台を購入するものでございます。

○昌浦委員

さて、次の75ページのほうなんですけど、高校新卒者就業支援事業、5人分予算化したんだけれども5人分減にしたと。その際に、御説明では県内の高卒内定率なのかな、98%という御説明されたんですけども、これ、いつの時点で、どこからの出典による98なのかというのがね、非常に興味のあるところなんで、御説明いただきたいと思います。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

お答え申し上げます。

数カ月前のことになりますけれども、新聞報道による数値でございます。

○昌浦委員

新聞報道によるというんですから、それで「ああ、そうですか」で終わりなんですけどね。何かね、98というのはね、やにわには信じられないんですよ。何かすごく今、若者の就業率が落ちて、落ちてるといふふうにテレビ等できょうも朝、そういう特集やったんですよ。だから、98って本当なのかなと思ったものですから聞きました。新聞によるというものですから、それを信じることにします。

最後です。スクールソーシャルワーカーですね、私一般質問させていただいて、増員を過去にお願いして、過去たってつい最近の質問なんですけどね、しているのは、今般このように相談件数増というふうにして補正に出てくるのではないかというのを、手前みそな話ですけど予見させていただいたものですから、あの質問があったわけですよ。それで、この相談件数というのは、当初の数値とどのくらい足りなくなって、何件ぐらいの増をお見込みなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○麻生川学校教育課長

当初、昨年度の相談件数は173件という相談件数でした。ところが、ことし11月までの段階で、既に188件の相談がされております。このことによりまして、スクールソーシャルワーカーの方と少し相談をしまして、件数ではなくて時間数という形で計画をしております。34時間ほど増加をさせていただくということでの補正をさせていただいております。

○昌浦委員

要するに時間増だと、補正の内容は、そういうことですね。これね、昨年度 173 件だったのが 11 月ということは、8 カ月でもう昨年度を上回るという勢いですよね。これは県からの支援によってスクールソーシャルワーカーを置いてらっしゃるようなんですけれども、このように時間増であったにしても、件数的にも飛躍的というのは変ですけれども、昨年度をもう 8 カ月で上回るような件数であるわけですよ。今、お一人でやっていることで、この間の一般質問での回答を得たんですけれども、やはりこれは増のほうに傾倒していかなければならないのではないかと私は思うんですよ。その辺、担当課長としてはどのように今判断をされておられますか。

○麻生川学校教育課長

御指摘のとおり、来年度につきましては、相談件数がふえるのではないかと、そのような予測であります。ただ、スクールソーシャルワーカーの方というのが、なかなか見つけることが難しいことなどもありまして、今お願いをしているスクールソーシャルワーカー、そのほかの方も含めて、うちだけではなくて、いろいろなところを掛け持ちをされてますので、できれば時数をふやすことはできないのかということも含めて、来年度時数をふやすということを考えながら検討していきたいと思っております。

○昌浦委員

要はですね、今掛け持ちの方もおられるということなんですが、市専属というのは変でしょうかね。やっぱり多賀城市にお一人確実に、多賀城市だけの人を要望して、県のほうにですね、要望していただきたいと思うんですが、その辺で可能性があるのかどうか。

もう一点は、県教委に対して、県教委がやるんじゃないでしょうね、ソーシャルワーカーですから。しかしながら、そういう人材を養成するような、県教委あるいは社会関係のほうと連携をして、スクールソーシャルワーカーの増員を図るような施策というものを市教委として県教委のほうにお願いをしていただきたいと思うんですけど、それに対してもお答えいただきたいんですが。まずは 2 点お願いします。

○麻生川学校教育課長

県のほうの担当者とは 9 月の議会以降話し合いをさせていただきまして、時数の増なども含めまして検討させていただいておるところでございます。何分にも来年度のことも、震災 3 年後ということもございますので、県とも歩調をとりまして行いたいというふうに思っております。ただ、人材に関しましては、なかなか適任者という方が見つからないという現実もありますので、そのあたりはやはり県と相談をしながら見つけていきたいと考えております。

○昌浦委員

わかりました。

この保険料が県負担から市になったと。下の項目で御説明あったんですけれども、何から何まで県というのも大変だろうから市が受け取ったんでしょうけれども、これはどういう理

由でこの保険料は市になったんでしょうかね。具体的にちょっと知りたいものですから、御回答いただきたいです。

○麻生川学校教育課長

これは、保険料につきましても県の委託金のほうから支払われる形にはなっています。

○昌浦委員

大変失礼しました。説明をよく聞いていないという、詳細をですね。私のメモでは県から市と矢印ついて、県→市としたものですから、何だったっけなとなったんです。すみませんでした。

最後でございますが、このようにスクールソーシャルワーカーがこれからどんどんと学校内で比重を高めていくと思うんですよ。これは私の質問の冒頭にも申し上げたように、いろんな貧困から含めて、今複雑な環境に子供たちは置かれていっていることであり、それだからふえたんだなんていうことを言うつもりはありませんが、このように昨年度よりも8カ月で昨年度の件数を上回っているという事実は、やっぱり見逃せないし、放っておくわけにもいかないうような状況であるということだけは深く御理解いただきまして、ならば、市教委として英断を振るっていただいて、市専属のソーシャルワーカーということでお雇いいただくなんていう考えはお持ちなのかどうか。これはやはりトップの方に御回答いただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○麻生川学校教育課長

スクールソーシャルワーカーについては、子供たちも多様な環境の中にあるわけですので、とりわけ震災後というようなことで、これについては県教委とも十分に協議をいたしまして、これは多賀城市だけの問題ではございません。それで、県のほうでもこれに対する支援といえますか、環境整備といえますか、こういうものは今後十分にさらに考えていくというふうなことでありますので、今のところ実質32時間というふうなことでございますので、特に新たに多賀城市に独自というふうな考えは持っておりません。ただし、今後とも県教委と連絡をとりながら、あるいは状況が、若干ふえるかなというふうな段階でございますので、先般お話を申し上げるとおりでございます。以上です。

○昌浦委員

わかりました。まあ、なるだけ児童・生徒の環境をよくしていただきたいということで、このスクールソーシャルワーカー増のことも常に念頭に置いて、これからもいろいろ施策を進めていっていただきたいとお願いいたします。

なぜ、こうやって私申し上げているかということ、一番世の中で弱い立場はね、お子さんなんですよ。ですから、お子さんたちにやっぱり支援、いろんな面で手を差し伸べていくというのは、これはやっぱり基礎自治体である市の責務ではないかと思っておりますので、どうかその辺よろしくをお願いします。

○藤原委員

きょういただいた3枚ものの資料の5ページ、歳入は終わったのでね、歳出らしい質疑し

たいと思うんですけど、市の単独費の持ち出しの関係で、一応ここに書いてあるような災害公営住宅で19億4,800万円ぐらいになるのではないかと。下水道で8億1,600万円ぐらいになるのではないかという話でした。それで、最後に単価が上がった場合には、この市の持ち出しというのはもっとふえていく可能性があるんだというお話でした。それで、今回の震災は岩手県から茨城までかけた大変な震災だったわけですし、非常に広範囲にわたって建設事業、復旧・復興、建設事業がやられています。当然、その単価が上がってくると、この国が示した積算単価と実勢が合わなくなるという事態が出てくるのではないかということも想定されるんですが、当局としてはその辺の動向についてはどのように見ているのか、まずお答えいただきたいと思います。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

その話を我々も復興庁とのやりとりの中で再三お話をして、人件費だったり、材料費だったり、もう上がり気味だという話はさせていただいてございます。国交省レベルでは、当然そういう場合には単価の見直しをかけるというお話は頂戴しているところなんですけれども、復興庁からは明確にそういう場面の対応というのが示されていないということで、恐らく我々は追加の申請をして、さらに追加でいただくということは原則なんだろうというふうには思っているんですけど、まだそういう場面が来ていないものですから、その辺は今後の復興庁の協議の中でもう少し強く申し入れをしながら詰めていきたいというふうに考えてございます。

○藤原委員

実勢に合わせて単価を見直すということもあり得ると、考慮に入れているよというふう言っているというふうに理解していいんですか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

今回の事業は国交省絡みがほとんどなので、国交省のレベルではそういう認識をしているということです。復興庁ではまだそこまで明確には伝わっていないという状況です。

○藤原委員

これはね、強気ですと申しますかね、そういうふうに私は対応したほうがいいだろうというふうに思うんですね。私、9月の決算議会のときにね、復興予算の流用問題をちらっと取り上げました。あのときはまだ問題になり始めたばかりで、そんなに国民的なレベルで大きな問題にはなっていなかったんですね。ところが、10月に入ったら国会でも盛んに取り上げられまして、大問題になりました。それで、その復興予算については被災地以外にも使えるような仕組みがつくられてしまったんですけどね、その仕組みはいまだに見直しはされていないんですが、ただ、事業それぞれについてはやっぱり被災者中心で考えなきゃいけないだろうというふうに総理も言っているんですよ。仕組みとしてはそういうふうにつくったけれども、やはり被災地中心に考えなきゃいけないというふうに言ってるんですね。ただ、一方で大変な流用、全部で少なくとも2兆円だと言われていますが、そういう流用がやられてますよ。だから、こういう状況の中で、本当にこの19兆円の復興事業というのは、そ

もそもやはり東日本大震災の復旧・復興のためにつくられた予算ですからね。私は実態が合わなくなったというのであれば、それはすぐに実態に合わせるように強く要求をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですが、市長から答弁いただきます。

○菊地市長

実態と現実とそぐわないというか、最初見積もったのが全く違って来たということは、恐らく相当そういう事例は多くなって来るんじゃないかなというふうなことは、かなり懸念されるというふうに私も思っております。ですから、今選挙でございますけれども、復興庁のほうにまたその辺のすり合わせをお願いするようなことが多々あるかと思っておりますので、頑張ってもらいたいというふうに思っています。

○藤原委員

頑張ってください。

それからね、宮内の件です。私はこれまで都市計画の理念上どうなのかという提起をしてきたんですが、ここまで来ると地権者の皆さんも区画整理で納得をして、予算ももらって、いよいよ始まるということになりますね。そうなればそうなって、やっぱりその段階で考えることがあると。その西側の資源物の山ね。あれは前からずっと提起してるんですが、その後何か進展があるかどうかという問題なんですけど、いかがですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

まだ具体的にお示しできるような段階ではありませんけれども、実は一度県の都市計画課のほうにまいりまして、用途地域のあり方についての御相談、協議をさせていただきました。そういう協議の中で、もし何か対応の方法があれば今後模索していきたいということで、まだ具体的な内容にはなっておりません。

○藤原委員

私は、最終的にはやっぱり都市計画上の土地利用の用途ですね、あれを変更しないと解決しない問題だと思うんですよ。そういう意向は皆さん方も示してはいるんですね。私ね、いよいよもってその宮内の区画整理事業をあそこでやるという段階になってですよ、地権者のある方からちょっと話がありまして、あそこの道路というのは、いわゆる仙台港と多賀城市役所を結ぶ道路なんだと、仙台港と多賀城の中心部に行くメイン道路なんだと、誘導の道路なんだと。確かに、仙台港にフェリーが来てですよ、フェリーのお客さんが仙台港でおりて多賀城に向かうという場合にはそこを通るわけですよ。そういう意味では、玄関から本宅に行くまでの道路と言ったらいいですかね、そういうところがああいう状態がいいのかと。しかも、宮内の区画整理事業をやってあそこを宅地にするということになってます。そうすると、いよいよもうちょっとですね、考える必要があるのではないかということ。改めてそういう気持ちを強くしてるんですが、担当としてはどういう御認識なのか、御回答をお願いします。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

ロケーションの認識は全く同様でございます、県道ですから、県道塩釜亘理線ですので、

その意味では大変重要でありますし、あの道路の両側、特にジャスコ、イオンの南側ですね、あの辺の土地利用、今ほとんどなされておりませんので、その辺も含めて何らかの対応は必要なんだろうと、このように認識はしております。

○藤原委員

3つ目ね、資料の2の33ページ、今回は補正はなかったんですが、上から4つ目、8款5項2目宅地かさ上げ等補助事業、今回補正はなかったんですが、資料に出てるからやってもいいですね。（「どうぞ」の声あり）市長の行政報告で、たしか5件の300万円という行政報告があったと思います。5件300万円というのは、9月議会以降の変化数なのか、これまでのトータルなのかという点、まずお答えいただきたいと思います。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

トータルでございます。

○藤原委員

そこのすぐ下のところにね、いわゆる宅地再建について1億5,000万円の補助事業始めましたね。それはそれでより広範に救済するとか応援するということなので、いいと思うんです、私はね。ただ、ひっかかるのは、1億円を予算計上してですよ、1億円の予算計上をやって、それでやってみたらもう12月ですよ。12月だけでも5件しかなくて、300万円しか利用者がいないという、制度設計としては余りにも何というか、予定と実績に乖離があり過ぎると。1億円の300万円ですよ。何でこういうふうになっちゃったのかと。これはちょっと説明をしていただきたいと思うんですけど。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

これも、今、実は対象地域の調査をしておりますて、やがて実態は明らかになると思います。ただ、一つ言えるのは、まだ十分建築が進んでいないという実態もありますので、と同時に、今、対象者に2回目の文書によるお知らせもする予定にしております。そういうことで、ちょっと全部を使うのはかなり難しいというように思いますけれども、現段階ではそういう取り組みをしてるということで御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

それにしても開き過ぎだよ。あと3カ月で9,700万円使えるとも思わないしね。それにしてもちょっと開き過ぎじゃないかと。私はやっぱり条件を厳しくし過ぎたんじゃないかと、そもそもが。私はそこに問題があるんじゃないかなと思うんだけど、そういう点での反省というか、まずかったなとか、そういうような気持ちはないんですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

1点、5件の方々の内訳を見ますと、大体200万から300万ぐらいのお金がかかっております。そのうちの100万ですから、その意味では結構な経済負担になるのかなというのがございます。あと、もう少し取り組みをさせていただいての御判断にさせていただきたいというように考えております。

○藤原委員

それからね、調査をずっとやりましたよね。これをたしか始める時点では、栄と桜木 1 丁目が差し当たり該当になるだろうと。それ以外については調査してみないとわからないということだったんですが、それ以外の地域についてどういう調査状況になっているのかということなんですが、いかがですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

これは、TP 標高 0.7 以下まで地盤沈下した地域は桜木、栄以外はございませんでした。

○雨森委員

1 点だけお尋ねします。

資料の 1 の 63 ページでございまして、2 款の総務管理費の中で、公有財産の購入費ということがございます。これは地区集会所整備補助金というものでありまして、土地を購入するということではありますが、最初に、せっかくこの資料に今度新しくつくる場所とかが表示されるわけですから、できれば集会所も数十カ所あるもんですから、旧の場所にね、ちょっともとどこにあったかということをおまじい入れていただくと非常に親切じゃないかと思ひます。これ探すのに大変でございまして。ああ、確かにあったなということでもあります。私を感じたもんですから、そのように提示させていただきます。

それから、この新しい場所、旧パチンコ屋の場所ではありますが、やはり非常に土地も低いところとございまして、そちらのほうに約 100 坪購入されるというわけではありますが、建物については 25 年度に計上するという説明ありました。それで、この震災による市内で死者が確認された場所というのがこちらにあるわけなんですけれどもね、こういったものを見ますと、やはりそういった地帯が非常に被災者の方が出ているというわけでもあります。いろんなところ説明によりまして、1 階の建物は全額市が土地とか建物を補助すると、再築すると、再建するというわけでもありますから、前回その集会所は 1 階であったと。じゃあ、また同じように進めてやる。1 階の建物建てるのかどうか。そういうことを建物踏まえてですね、100 坪という土地を購入されたのかどうかお尋ねいたします。

○片山地域コミュニティ課長

まず、1 点目の旧集会所の印があってもよかったという話は、先ほどちょっと説明しながらあったほうがよかったなというふうに反省しております。

それからあと、今回八幡下二の集会所に關しましては、この新しい場所にはやっぱり同じように 1 階建ての集会所を予定しているということとございまして。平屋建ての集会所を予定しております。

○雨森委員

震災で、前のところは被害を受けてだめになったから、新しく再建する。この場所もですね、非常に一般的に言ひますと決して安心な高台とかそういう場所でないわけですね。そこへ 1 階のものをまた再建する。これどうなんですかね。いろいろとこの事情もございまして。地域のものであるからとか、地区の集会所であるということと、たまたま被災したから全額を市が負担してつくるんだということと、前例もいっぱいあるわけなんですけれども、桜木東集会所

とか、桜木南とか。確かにそれはわかるんですけどもね。一般の市民の方々の声が多々ございましてね、非常にその近辺でたくさんの死者が出ておるのにもかかわらず、また同じ平屋を建てている。一体どうなんだというような声も多々ありますがね、いろいろと市側の言い分もあると思うんですけどね、そういったことも踏まえて、私ね、これお尋ねしたいんですよね。回答はどうか。

○片山地域コミュニティ課長

集会所を新しく建てるに当たりましては、当然その地域の皆さん方がお話しになりまして、どういう建物がいいのかというお話し合いの上でこちらのほうにしたということで、例えばそのおっしゃるように、1階建てを2階にしたらいんじゃないかというお話なんですけど、逆にこれまで2階だった集会所もございまして。2階だった集会所だけれども、また同じようにもとのように戻しますかという、やっぱり私たちは1階でいいですよというような、そういう地区の方々のお話があったのでそういうふうになったということもございまして。それは、例えば今回のような津波が来た場合には、当然その集会所のほうに、今回の津波もそうでしたけど、逃げ切れなかった。やっぱり自分たちでもっと高いところに逃げなくちゃいけないということで、ああいう津波が来たときにはそういうことをするので、集会所にそういった2階の機能は要りませんというようなお話をされた上での話し合いなんです。一方で、集会所でそういう話をしていますけれども、地区で役員たちが自分たちのエリアの中にある高い建物の企業だったり、事務所だったり回って、ああいうときにはぜひ我々の住民の方々が逃げるのに御協力くださいというふうに歩いている面もございまして。そういう形で地域の皆さんは、集会所は今のそういう1階でもいいけれども、そういう津波のときにはこういうまた別の対応をしているということもあわせて検討されているということをお知らせさせていただきたいと思っております。

○雨森委員

わかるような気がするんですけどもね。やはりその事情というの余りわからない方が、例えば産業道路とか、一般の方々が、その中身余りわからないんですけども、なぜあんなに災害、何名も亡くなった場所に、非常に低いところにまた建てるんだと、おかしいんじゃないかというようなね、声も多々ございまして。そういったこともぜひ頭の片隅に入れていただきたいと思います、そう思います。

それから、ちょっと聞き漏れてたんですけどね、14カ所ぐらいというようなことありました。それは災害で集会所が14カ所ぐらいという数字が出ておりました。これは私の聞き違いかどうか、ちょっと確認したい。

○片山地域コミュニティ課長

3・11の津波の被害にあったところが、ごめんなさい、津波だけでなく地震の被害も含めて15カ所ございまして。そのうち14カ所は23年中に終わっていますということで、あと1カ所の八幡下二だけがまだ残っているという意味でございまして。

○戸津川委員

1点だけお伺いをいたします。

この議案 98 号の関係資料の中に、震災等緊急雇用対応事業計画という一覧表がありまして、その中に市内の空間放射線量測定及び集計をしていただいて、シルバーをお願いしたとたしか思うんですが、そのことはこの緊急雇用対策事業の中で国が面倒見てくれるというようなことで、大変よかったというふうに私も思うんですけども、福島原発に関して市が持ち出している例えば給食の食材の放射線測定だとか、それからまた、市民の持ち込みの食材の放射線測定であるとか、事故に関して市で持ち出している予算があると思うんですけども、そういうものも基本的にはやはり東電と国の責任ということで、そちらのほうに求めていくのが筋だというふうには思うんですけども、今後そのようなお考えがあるのかどうか、お伺いをします。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今御質問いただいた食材の市民の持ち込みの放射線量の調査につきましては、県の 100% 補助ということで、今申請中でございます、そちらのほうで全て充てられるということになっております。あと、県のほうのその補助制度についていろいろ問い合わせをしている中で、給食の食材にも一部使えるというようなことで、今要求といたしますか、県のほうをお願いしておりますけれども、ただ全額が出るかどうかはちょっとわからないんですが、今のところある相当程度の部分は県補助を使って費用を負担していただけるというようなことで見通しはついております。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

先ほど戸津川委員のほうから御指摘のあった各種放射線測定関係の事業についてなんですけれども、こちらの事業は現在震災復興基金のほうを財源として今充当しております。ただ、先ほど市民経済部次長のほうから説明ございましたように、まず県の支出金のほうが充当されるであろうということになっております。ただ、それでもさらにその充当し切れない部分、その部分に関しましては、震災復興特別交付税、国の交付税のほうでこれは措置されるというような見込みになっております。ただ、現時点ですと詳細な震災復興特別交付税の算定に関してのシートといたしますか、指針というのは明らかにされていない部分がございますので、今のところはまず財源としては基金にしてるんですが、それが明らかになりましたら、県の支出金であったり、国のほうの震災復興特別交付税、こういったものを全体的に充当することができることとなります。そうしますと、市の持ち出しというものはなくなるのではないかとというふうな見込みを立てております。

○戸津川委員

ぜひそのように強く求めていただきたいと思います。

加えて、私が一般質問でも質問させていただいたんですけども、子供たちの放射線の影響を、健康をどのようにして守っていくのかという点で、健康調査ということもお願いしていたと思うんですけども、その健康調査についても、やはり市ではとても対応できるものではないと思います。そういうことをきちんと国のほうに強く求めていただけたのか

どうか、その辺はどうでしょうか。これから求めていただく気があるのかどうか。そこが大変心配なところなんです。

失礼ですが、私一般質問のときですね、市長が医師会のほうに働きかけてみますって言っていただいたのを大変記憶しているんです。市長、そういう機会がありましたでしょうか。

（「市長に答弁求めるんですか」の声あり）はい、そうですね。お迷いのようなので、市長なら間違いないかと。

○鈴木副市長

そうであったのではないだろうかとという御記憶でお話をされておりますけれども、私もどういう場面でどういうことをやったのかははっきりいたしませんので、状況がはっきりしない中で責任ある答弁はちょっといたしかねるというように思います。

○戸津川委員

決して私が記憶喪失などではございませんで、はっきりと覚えて、医師会に機会があったらお願いをしますと、ちゃんと私は覚えております。ですから、そのようにお聞きしたんです。ですから、ぜひ議事録なんか調べていただいても結構ですので、ぜひそういう機会を持っていただいて、そういうことを発信してほしいということを私は一般質問の中で痛切にお願いをしたつもりだとか、しました。つもりではございません、しました。ですので、今後もその件はよろしくお願いをいたしたいと思います。以上です。

○佐藤委員

今の戸津川委員のお話は私もしっかり聞きました。機会があれば、何回かおありになったのかもしれないけども、ぜひ要望を強めていただきたいというふうに思います。

私の質問は3点なんですけど、委員長のご許可がおりればということなんですけど、きょうの配付資料の3枚ものの5ページの36番の防災行政無線について伺います、1つ。説明会だったかな、震災復興対策会議のときだったかに、きちんとやりますという説明をしっかりと安心してしておりました。その直後にあの大きな地震がありましてね、こことはちょっと関係ないんだけど、震度3という報道もありまして、本当に市民怒ってますよ、あの震度3の報道には。「何で自分で2つぐらい足して判断しねえんだ」というようなことではね、やっぱりあの震度を出す場所、いろいろ理由ありますけど、考えないと、本当に市民怒ってますから、検討を強めていただきたいというふうに思います。それは項目にはないからこの程度でおさめておきますけれども、防災無線の件です。それで、2日ぐらいたったあとに新聞の報道によりますと、多賀城と同じ業者の無線を入れた名取市では3か2器だかが全く不良品だったということが判明しております。そういう意味では多賀城はまあ不良品だったような説明はあった覚えはないんですが、そういうところで前後とか、検証をどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

○内海総務部長

先日の津波警報、これが気象庁のほうから発令されまして、それがJアラートでまず市内に放送されております。これは正常に作動しております。それから、その後、いわゆる津

波警報を知らせるサイレン、モーターサイレンも含めまして、これにつきましても正常に作動したと。それから、各区長のところに、全部ではないんですけども当たってみております。それで、市川のほうまでしっかり聞こえておったというふうなことでございました。したがって、11月5日にふぐあいが発生したということではなくて、今回については正常に作動したものだということに思っております。今後とも、特にあってはならないことだと思います。サイレンが鳴らなかつたりとか、届かなかつたりとか。それからいろいろな避難を呼びかけるお知らせ等々につきましても、これ繰り返し放送させていただいておりますけれども、これらについても聞こえる、聞こえないの話がまだあろうかと思っております。この辺につきましてもそういった声を聞いた時点で対応を図っていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

モーターサイレンは確かに聞こえました。人の声がね、まだ聞きづらい、全然聞こえなかったと、私のところでは聞こえなかったと。七ヶ浜の音がピンピン聞こえて、七ヶ浜に従って行動をしていたというのが、私の家の地域の人の、ありていに言えば様子なんですよ。七ヶ浜の人の、女性の声はね、ピンピン響きました。ですから、やっぱりその辺はね、本当に強めていっていただきたいというふうに思っていますので、ちょっと終わったと思わないでね、よろしくお願いをします。何かまた来るよねという不安な声がいっぱいありますから、やっぱり被災、大代あたりは、6丁目あたりはもう真ただ中にいたわけですから、ぜひ、皆さんが納得できるような機種というか、性能にきちんとしてほしいというふうに思っていますので、改めて要求をしておきます。

それから、2問目は、資料1の85ページです。災害復旧費のところなんですけど、介護福祉課のところ、老人福祉センターをいろいろ直すということなんですけれども、関連して、直すということも直してもらわないと困るので、安全・安心でないで困りますけど、この間、私、道路走ってましたら、お二人の利用者の方に呼びとめられて、「ちょっとちょっと」と、「直してもらいたいのもあるんだけど、ことしの夏も暑くて暑くて、エアコン何とかなんねのすか」と言われたんですけど、そういうことも念頭に置きながら、ぜひ、改善と整備、充実のほうをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

ヘルスプラザのほうの夏の暑さのときのということで、以前にも御質問頂戴しまして、そのときにアンケート調査を行いまして、御利用の方々ということだったんですが、半数以上の方々が現行のということ、ままでよろしいですということだったんですが、ただやはり扇風機は指定管理をしております社会福祉協議会のほうに話をしまして、相当台数扇風機をふやしまして、やはりそういった暑さ対策ということで、きめ細かに風が当たる扇風機でそういった対応をするということで、あの後も台数をふやして、それは配置してございまして、その辺はそういった形で暑さ対策を今とっている状況でございます。

○佐藤委員

その方がいわく、「家にいてもつまらないので、このプラザに来てね、いろいろなことをしてるんだけど、本当に暑くて、うちにいればエアコンで涼しいけどもつまらない」と、なかなか微妙な悩みを訴えられてましたよ。ぜひね、きめ細かく調査をして、必要なところには必要な手を打っていただきたいという願いをしておきます。

それからもう一つ、79 ページなんですけど、多賀城駅周辺整備事業に関して伺いたいんですが、ここは説明欄は宮内になってるんだけど、いいでしょうかね。今回の議会に、多賀城駅周辺の整備における地元商業者の事業機会の確保に関する要望書というものが出ています。地元商業者の方々の代表の方の名前で出ているんですけど、大変切実な願いで要望書が出ております。その中で、私も一般質問をさせていただきましたけれども、長崎屋跡は当然なんですけど、多賀城駅の高架下を、商業関連施設など計画を推進する立場でどのように使っていくのかということのを要望として出されておりますけれども、あの以降、前回の質問でお聞きしたところによりますと（「佐藤委員、補正予算と関連が全くないような感じなんですけれども、いかがでしょうか」の声あり）いかがでしょうかと言われればそんな気もするんですけど。要望書も出ているのでね（「議題と関連することの御質疑をお願いします」の声あり）ちょっと知恵が浮かびませんのでやめます。

○竹谷委員

議案 98 号関連で、これ前から、予算委員会のと時から私資料提出していただいて、災害等緊急雇用対応事業計画ということの表があります。これの従事者が 166 名、この資金で雇用し、市の仕事を促進しているというふうな捉え方をしているんですけども、そういう捉え方でよろしいんですか、所管のほう。

○菊田商工観光課長

そのようで結構でございます。

○竹谷委員

そうすると今度は人事に来るんだね。金はそっちのほうが出し、商工観光が金を出すんですけども。これをね、24 年度こっきりだと思うんですよ。43、42 の事業だと思うんです。45 年度になるとどうなっていくのかと。（「25 年」の声あり）25 年度になるとどうなっていくのかということが……。笑うけど、あんた一番大事なんだよ。あんたたちね、3 億の金をどうするかと聞いてるんだよ、あんた、笑ってるけど。議論をもっとまじめにやれよ、と言いたいところです。大変重要だと思うんです。この事業の中で、災害が、今、市に復興になっているけれども、じゃあ要らないのか。要らない事業何ぼあるんだということを聞きたいんですよ。24 年度で終了する事業何ぼあるのか、点検してますか。

○菊田商工観光課長

委員おっしゃる要らない事業というのは、ちょっと私のほうでは把握はしておりません。今現在は、24 年度については多賀城市にとっては必要な事業ということで考えておりまして、今後 25 年あるいは 26 年というふうな状態になったとき、今実際やっている事業をいかに継続していくか。そういったことになるかと思えます。

○竹谷委員

継続していかねばいけない。じゃあ、その資金手当ては、今さっきちょっと言ったから言ったけど、3億7,000万円の資金手当てはどうするのかと。財政当局どう考えてるんですか。これは新年度予算の編成に当たってね、今担当課は必要な事業だと、やっていかなきゃいけないという答弁だ。そうすると、このやっていかなきゃいけない答弁の中で、このお金をどうするのか。ここには、高校新卒のあれがありますけど、減額したのありますけれども、大方はやっていかなければいけないという答弁だというように受けた。そうすると、25年度の新年度へ向けて、どう財政対策をするのか。その辺はどう考えていますか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、24年度の事業という形で今回資料の提出させていただいているんですけども、この中で、緊急雇用創出事業として25年度も引き続きというものの中にはあるようです。それが、県のほうでも資金のほうを何とか確保するというようなお話のほうはいただいているところです。ですから、まず、ただ25年度にまた継続してできる事業もこの中に含まれているんですが、いずれ震災対応の事業がどんどん減っていく中であって、それをどのように対処していくのかということになっていくんだらうと思いますけれども、まずは継続できるものは継続しながら、その後どのような縮小の仕方を考えていくのかと、そういったことの検討は十分必要になってくるというふうに思っています。最終的に、その残るものに関しましては、これはやはり継続してやらなきゃいけない経常事業になっていくんだらうというふうに思います。そうした場合は、やはり一般財源のほうは限られておりますので、既に行っている経常事業のほうの見直しをするなどしながら、どのような事業を最終的に残していくのか、そういった検討というのはこれから時間をかけてやっていかなければいけないんだらうというふうに思っております。

○竹谷委員

じゃあ25年度はどれどれやるの。ですから、必要だと言っているんですよ。ですから、必要なものは、この25年度も緊急雇用対策の県の補助金はあるようだ。それ以外は一般財源でもやらなきゃいけないという仕事なんでしょう。そういう分析してないんですか。いいですか、私はね、言うのは、なぜこれを言ってるかってね、新年度予算編成目の前ですよ。なのに、この制度がどうなっていくのか、そういうチェックをして、じゃあこれは必要だ、必要でない。担当課長はね、全部必要な事業だったと言ってる。おまけに25年度、26年度も必要な事業だと言ってる。だけど、財政がなければやっていけないでしょう。今は県のほうも財源があるからやってるだけで、だけど必要な事業であれば財源を何とか工面して、継続しなきゃいけないんじゃないですか、基本的には、それを何も検討しないというのは、俺はおかしいと思いますよ。これね、論議してもしょうがないですけども、あんまり言いたくないんですよ、いろいろあるので。言いたくないんだけど、市の経営、はっきり言ってね、多賀城市が25年度、26年度永遠につなぐために、これ、単なる補助的な問題じゃないんですよ。であれば、これを点検をして、きちっと県に要望するものはする。で

きないものは市の財源でやるんだという確固たる基本的な政策を持っていかなければまずいんじゃないかと思えますよ。166名の人員があるわけです。ただ、きょう、これは時間的に延べだと思えますから、そこまで実質的じゃないと思えますけれどもね。これはね、私はそういう事務的なことではおかしいと思えますよ。これは人事当局とね、全部相談して、きちっとやらなきゃいけない問題じゃないんですか。私はそう思うんですけれども。どなたか私に共鳴する人がいたら答弁してください。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

今、委員が御指摘のとおり、ただいま新年度予算に向けまして、この事業の採択、それから精査につきまして査定を行っている最中でございます。また、こちらの補助金のほうが来年度もつくかどうかという内示がまだ実際は来てございません。ですから、その見込みもついてから、正式に新年度の中で報告をさせていただくような形になろうかと思えます。ただし、この中で、もう任が終わったものなども多少ございますし、それから直接雇用の分につきましては、その理由が消滅したのもございますので、ただいま精査をしている最中でございます。

○竹谷委員

早目に精査をするのが大事だし、この制度が県で、多賀城の財政事情からいけば、必要であるならば、県にやっぱり早目に要請行動しなきゃいけないですよ。黙って金は来ないです。やっぱり強かに要請行動しなきゃ県はよこさないし、県だって財政厳しいんだもの。できるだけはずりたいんだもの、はっきり言って。ですからね、私は、早目、早目に手を打つ姿勢が大事ではないかというふうに思っております。今、事務的にやっておられるということで、これ以上は申し上げませんが、少なくともそういう姿勢が私は大事なんじゃないかということだけ申し上げておきます。

○根本委員長

すみません、あと何名ぐらい質疑の方いらっしゃいますか。

○森委員

1点のみお願いしたいと思えます。

資料2の33ページの地域防災計画修正の、多分見直しをかけてる部分。それから、それと関連いたしまして、避難路の整備事業に関してです。樋ノ口大橋、鎮守橋、舟橋、笠神新橋ですか、12月7日の地震のときに、いずれの橋上も車でいっぱいでした。避難されてこられた方々、津波の警報が鳴りまして、その後、前回もそうだったんですけれども、ずっともう左側が通れない、左折なのかとまっているのかよくわからないという混乱状態でした。実際問題、一つ一つ言っていきますと、時間がたてばその区間を今度は通行どめにして高台へどんどん流れていくのを待つ状態だと思えます。実際問題、貞山橋、セヶ浜のほうからも県道塩釜下馬線もずっと渋滞でした。ここで実はお願いしたいのは、公の駐車場、あとは協力していただける民間の駐車場を開放していただくと非常にありがたい。簡単に言えば、多賀城高校のグラウンド、高台で広い。これは、実は県会議員に言いました。あそこ使わせ

てもらえないんだらうかと。市から上がってこなければわからないという話でした。ぜひそういう形で、民間もそうでしょうけれども、ただ上位計画があって上から下へ流れてくる部分があると思います。だけでも、そういう部分で多少なりとも渋滞の流れを緩和させていく必要はあるんだらうなというふうに思います。せっかく避難路はつくった、だけでも前が詰まっているというふうな状態では、なかなか解決の糸口がないと。これに関してどう思われるか、ちょこっとお答えをお願いします。

○鈴木副市長

これは、昨年3月11日の後に、4月7日にまた大きな地震がございましたし、ことしの12月7日のこともございましたけれども、1回災害を経験すると、住民の方々の意識が非常に高くなってきて、今おっしゃるとおり、すぐに車で逃げるといった状況になっております。それで、あいているところまで抜けていただければいいんですけども、途中で高いところで皆車とまってしまうという状況がございますね。そういうことがあって、市ではもちろん市の、市役所は当然ですけども、市の中の公共施設、文化センターでも何でも、全部あけるようにはしております。

なお、ほかの、市以外で管理しているところについても協力が得られるかどうか、その辺のところもまだいろいろちょっと調査をしたり、お願いをしたり、そんなこともいろいろ進めてまいりたいと思っております。

○森委員

多賀城高校等は本当にちょっと広い校庭がありますので、高台だし、その辺は早い話ができると思いますので、どんどん、どんどん話ができるところから進めていただければというふうに思います。以上でございます。

○根本委員長

以上で、歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第98号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩をいたします。再開は3時40分といたします。

午後3時28分 休憩

午後 3 時 40 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

● 議案第 99 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

○根本委員長

次に、議案第 99 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

関係課長等から、説明を求めます。

○熊谷復興建設課長

それでは、歳出から御説明申し上げますので、資料 1 の 99 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款 1 項 1 目災害公営住宅事業費で 2,342 万 7,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、新田地区災害公営住宅整備事業で 454 万 5,000 円の増額補正でございます。12 節役務費で 214 万 5,000 円は、用地取得価格算定のための不動産鑑定費 5 筆分でございます。13 節委託料の 240 万円は、用地測量調査を行うためのもので、浄水場用地を含めて約 7,100 平米の測量を行うものでございます。説明欄 2、新田地区災害公営住宅整備に伴う附帯事業で 998 万 3,000 円の増額補正でございます。これは、新田浄水場の補償費を算定するために、解体建物調査費でございます。

次に、説明欄 3、鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業で 889 万 9,000 円の増額補正を行うものでございます。12 節役務費で 89 万 9,000 円は、用地取得価格算定のために行う同じく不動産鑑定料でございます。次に、13 節委託料で 800 万円は、203 万平米の測量を行うための用地測量の調査費でございます。

次に、92 ページをお願いいたします。

第 2 表は、債務負担行為の補正でございます。桜木地区災害公営住宅の債務負担行為につきましては、第 3 回定例会におきまして議決をいただいておりますが、復興交付金による追加内示がありましたので、今回限度額を変更するものでございます。なお、限度額につきましては、前回設定額の 27 億 1,532 万 1,000 円から 19 億 4,133 万 6,000 円増額の 46 億 5,665 万 7,000 円を設定するものでございます。

以上で、歳出についての説明を終わります。

続いて、歳入についての御説明を申し上げますので、97 ページをお願いしたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 7 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました災害公営住宅に伴うもので、基金繰入金と市債以外の分を一般会計から繰り入れるものでございます。2 項 1 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 1,974

万 8,000 円の増額補正でございます。

3 款 1 項 1 目土木債で、360 万円の増額補正でございます。

次に、93 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債でございます。起債の限度額を 360 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、災害公営住宅整備事業特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入・歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

すみません、別に質問するほどのことではない。確認なんです、新田地区、新田地区とおっしゃってるんだけど、「にいだ」なんだか「にった」なんだか、きちんとしてください、「にった」と「にいだ」では随分違いますからね。

○熊谷復興建設課長

「にいだ」に訂正いたします。申し訳ありませんでした。（「にいだでいいんですね」の声あり）

○戸津川委員

92 ページ桜木地区災害公営住宅についてお伺いをいたします。さきの議会でも、この桜木の公営住宅の中に桜木保育所が入るということをお伺いしたんですが、まだ園庭がはっきりしておりませんでした。その園庭の計画は、はっきりしたんでしょうか。

○熊谷復興建設課長

園庭のほうは、今設計のほうで組み入れてございますので、設計に入っております。

○戸津川委員

それで、今まだはっきりしてないということで、ぜひお願いしたいことがあるんですけども、今、民間の保育所では一時預かりということでやっているところが 2 つほど保育所がありまして、その保育所では一時預かりという、今までなかった一時預かりに大変利用が多くてですね、たくさん利用があって、もう満杯でアップアップだという状況をお聞きいたしました。その桜木公営住宅の桜木保育所の中に、ぜひそのような一時預かりもできるようなスペースを設けていただきたいと思いますけれども、その辺の検討はなされているでしょうか。（「戸津川委員、災害公営住宅についての質問はいいですけども、今は保育所に関する質問ですので、質問だけで終わらせてください」の声あり）

○竹谷委員

小さい、小さい問題。通り一遍で、98 ページに、災害公営住宅事業債 360 万円とありますが、この起債は何%なのかということをしちっと説明をしておかないとまずいのではないかというふうに思います。パーセンテージはこれからの財政計画で必要ですから。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

災害公営住宅の整備事業に対して、8分の7が復興交付金が充当されていますが、その地方負担分8分の1の部分に関しまして、これ100%充当されるという内容になっております。充当率は100%です。

○竹谷委員

8分の1%が起債だと。何%。100%起債、違うでしょう。この事業に対しての地方負担分のパーセントでこれあれじゃないですか。それを起債を認めるという仕組みじゃないんですか。その仕組みを聞きたかったから、聞いてるんですよ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

失礼しました。

事業費、災害公営住宅の整備事業に対して、まず8分の1の部分が地方負担になります。その地方負担の部分に関して、これは100%地方債が充当されると、充当することができるという、そういう仕組みになっております。

○竹谷委員

だから8分の1が、ね、事業の8分の1が起債でやってるんだと、その計上なんだということなんでしょう。（「はい」の声あり）俺、そう聞いてんだけど、あんた違うようなこと言うから。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

竹谷委員のおっしゃるとおりになります。地方負担分の全額がという意味で100%というふうな話をさせていただきました。

○竹谷委員

ちょっとね、わかりやすくして。あんまり専門的だとわからないから、ね。これは8分の8が事業であれば、その8分の7は補助金なりいろいろなもので来ますよと。あと残った分はね、我々地方負担ですよと。それは起債でみんな認められていますよという仕組みなんじゃないかと聞いてるんです。そこをきちっとあれしてください。

それからね、もう一つ。100ページのね、「にった」と「にいだ」と今、何だか論争になっておりました。「にいだ」だと思うんですが、ここの建物調査委託金。これは解体に必要な設計費なのか、それとも建物の評価をやるのか。これ、どちらですか。

○熊谷復興建設課長

後者のほうで、建物の評価を行うほうでございます。解体費の補償費を算出するために外部に委託するというふうな委託料でございます。通常の公共事業と同じように、家屋の建物調査を、同じように浄水場についてもやるというふうなことで、建物の公共補償の金額を算出するための委託料ということです。

○竹谷委員

ですけど、これ、復興予算のほうでは解体費用で2億3,000万円だか認められてたね。では、あなたの今言ったの違うじゃない。解体するための調査費じゃないんですか。解体する

ためにこれだけの見積もり、これだけの金がかかりますよというやつじゃないの。違うんですか。

○熊谷復興建設課長

もう一回説明します。2億3,000万円というふうな形で、今回効果促進事業という形でいただきました。その2億3,000万円は、解体の補償費も入ってるんですが、その建物調査という部分も入ってございます。建物を解体するための設計図書をつくるものではなくて、災害公営住宅側が浄水場を解体する補償費を算出するための委託料ということでございます。

○竹谷委員

じゃあ建物の補償、建物の価値をこれで算定をして、例えば3億円の建物ですよと、価値観がありますよと。2億3,000万円で壊すと。そうすると、そののさやは水道事業所のその他の収入で上がることになるんですけども、そういう見方をしてるんですか。私は、そうでないんじゃないかと見ておったんで、確認の意味で質問させていただきました。

○熊谷復興建設課長

今回2億3,000万円の効果促進事業を申請したわけですが、あくまでも概算ということで申請しておりますので、場合によっては、調査によって例えば2億5,000万円になった場合は、もう一度復興庁と協議をしまして、5回目、6回目で申請していきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ためはないんだよ。かけあってないの。だから解体費入ってるんじゃないのって言ってるの。解体するためのやつも入ってるんじゃないのと聞いてるんですよ。ね、この価値がさ、価値が建物の補償費として3億円あったらさ、これは水道事業所に3億円やってさ、水道事業所が解体費を払うということになるんだよ。あんたのほうで解体して買うことになってるでしょう、そのままそっくり。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

今回のこの補正予算に上げているのは物件の調査費ということで、解体を前提として、あの建物を解体するのに補償費として幾らを払ったらいいのかという調査費でございます。基本的には、多賀城市では、その調査費ででき上がったこの金額、2億5,000万円なりというものを水道にお渡しをして、どうぞ解体、いついつまでしてくださいという形になります。仮にそこで水道事業所のほうで安く仕上がったとしても、それは多賀城市としての算定ではこのくらいかかるはずですから補償費としてお上げしますよと。これは、結果として今2億3,000万円しかないんですけども、2億5,000万円になると価値がそれだけかかるわけですから、これは追加で復興庁にもう一度お願いしなきゃいけないというはあるんですけども、今の概算ではこの2億3,000万円で間に合うであろうという想定のもとで予算組みをしているという状況でございます。

○竹谷委員

そうすると、あそこに解体費と書いてあるけども、建物買い取り費だ、逆に言うと。今の説明でいけば。ただ、表面上は解体費としなきゃいけないからそういうふうにしてるんですけど、まあ、そういうふうを受け取りましょう。解体費という中でそういうふうな仕組みを組むんだということに考えておきますか。そういう考えでいいですか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

あくまでも買い取りをするのじゃなくて、通常の公共事業のように、本当は物件移転補償ということで何億円というお金を支払いますので、何月何日までに更地で多賀城市に土地をよこしてくださいというのが普通のやり方なんですけれども、今回は、もうそもそも使わないということが前提なので、解体を前提としたそういう補償になると。これ、こっち側で解体することも可能なんですけれども、あその土地は土壌の入れかえも出てくると。土壌の入れかえまでこちらでやるのはやっぱり筋が違うでしょうと。我々は災害公営住宅用地で建てる用地を下さいという話で水道と話をしているので、建物の解体は水道でやってください、それから、土壌改良も水道でやってください、その全部終わったら多賀城市に所有権を移転をして、これはきちっと災害公営住宅用地として使わせていただくという形なので、買い取りでも若干ニュアンスが違うと思います。

○竹谷委員

要は、解体するための価格が幾らかかるかということをやろうということでしょう。平たく言うには、そういうことでしょうかと聞いてるんだけど、何だか予算がどうのこうのと、簡単に聞いて、そのことでしょうかって聞いているの。それでいいんだよね。局長、どうなの。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

簡単に申しますとそのとおりでございます。

○昌浦委員

委員長にね、あらかじめお伺いしたいと思うんですけど、資料1の82ページに債務負担行為として桜木地区災害公営住宅の整備事業、限度額がふえたという説明なんですけど、実は桜木地区の住民から結構、桜木の住宅に関して、「何ページ」の声あり）92だった。この債務負担行為の補正ということで御説明あったんだけど、もう一回言いますね。桜木の住民の方からかなり私のほうに要望来てるんですよ。それでね、ここでね、ある程度桜木の住宅の、結局何のことはない避難、ビルの上に避難することになっているんだけどねというやつでの質問であって、この間の説明会でも、どのくらいの数であり、どのくらいの面積だというのがね、全然説明されなかったんですよ。あえてここで、この補正予算委員会の中で質問させていただいて、当局に要望なり、政策を詰めたいと思うので、発言を許していただけるのでしょうか。（「どうぞ」の声あり）

それでは、申し上げます。過日の説明会においては、桜木の災害公営住宅に兼ねて避難所と申しますか、危急の際、避難所を設けてあるというんだけど、その面積は何か各棟の上なんだとか、そのくらいの説明で終わっちゃった。そこでなんですけど、桜木の住民からは本当に私たちあそこに入れて、何人ぐらいが避難できるのかというのが皆目わからんという質

問があったんですよ。議会ではそういう説明があったのかという。実は、これは12月7日の地震の後にその要望が異口同音に結構寄せられておるので、今回ね、この、まだ債務負担行為を設定したというところで、これから詳細設計なんですけれども、いわば、あの地区住民が大体どのくらい、いざというときには桜木の公営住宅の恐らく上階、一番上だと思うんですけども、避難ができるのか、その辺ですね、具体的に、計画で結構ですから、人数も含めてお教えいただきたいです。

○熊谷復興建設課長

すみません、今資料を持ち合わせていなかったものですから、ごめんなさい。ちょっと今、調べてまいりますので、すみません。

○昌浦委員

それはね、後で結構です。御答弁いただくのであればね。実は、それに付随してなんですけど、今、休業という言葉も失礼な話なんですけれども、旧の桜木保育所、あそこを、この間の12月7日のようなやつが来て、よしんば津波なんか来たとき俺たち逃げるところはないと。ならば、あそこ更地になっているんだったら、あそこに応急でもいいから避難タワーみたいなものを仮設でもいいからつくってもらえないかという声がね、4人から寄せられてるんですよ。その辺は可能かどうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

桜木保育所については、この桜木地区の災害公営住宅に合築ということは方向決まっているんですけども、あそこの跡地利用についてはまだ決まってございません。もう一つは、その解体費についても、解体が国庫で見られるかどうかまで、まだ今詳細決めているところです。ただ、一つ考え方としては、これは時期の問題もあるんですけども、やがて災害公営住宅がきちんとできたときには、当然そこで避難ビルとしての機能を有するというところで、じゃあ今お金を出して、あれを復興交付金でつくったとしても、先につくった桜木の保育所の避難タワーとの整合性はどうかというお話になってくると思うので、単独で桜木保育所跡地に避難タワーというのは考えにくいというふうに思っております。

○昌浦委員

じゃあですね、考えにくいのであればそれもしょうがないでしょう。しかしながら、天災は忘れたころにやってこないで、忘れないうちにもう来ちゃったんですよ、12月7日に。そういうこともあるもんですから、なんて言うのかな、それじゃあ代替案ご提示いただきたいと思うので要望しておきますよ。やはり、あの地区ね、今の国土交通省の東北技術事務所も含めて、あの辺の高いタワーを所有の方には、もういざというときには常に受け入れるということで、全てお話が進んでいて、いざというときにはそこに誘導ちゃんできるようにしてるのかどうか、お聞きします。

○内海総務部長

今、きょうの委員会には交通防災課長出席しておりませんので、私のほうからかわってお答えします。必ずしもそういったような形で、厳密にここに逃げなさいとかという形にはなっ

ておりません。ただ、そういった場所を今後ともふやしていくというふうな取り組みを行っております。ですから、一方でそういうふうな形で逐次整備を進めていくという部分もございますし、やはり今回もそうですし、3・11のときもそうだったんですけども、やはりまずは高い場所に逃げるといふようなことを優先してやっていただくと。確かに今回の7日の件を見ましても、やはり交通渋滞は起こりました。したがって、先ほど森委員のほうから御質問あったように、車で移動するといふようなことについて、それを前提とするのであれば、やはり駐車場の確保といふようなものも必要ですし、そのほかのいろいろな対策も今後立てていかなくちゃいけないといふふうに思っております。これらについても地域防災計画の見直しの中で、しっかりと位置づけをした上で、なるべく早い時期に住民の皆さんが安全・安心を得られるようにしてまいりたいといふふうに思っております。

○昌浦委員

今、総務部長から御回答いただいたようなね、ことになっちゃうんだろかなと思うんですけどね。ただね、やっぱり12月7日というのはかなりショックな、住民にとってはね、出来事だったみたいですよ。私が想像する以上にね、一度津波を受けた地域の人たちというのは、物すごい衝撃度を持ってあの地震を感じてたそうでございます。ゆえに、なるだけ早くとは言わず、ともかく手の打てるほうからどンドンと、いわゆる多賀城市の南側の地区の人たちには避難の方法等も一つ一つ、ちょこっとでもいいから、決まったところから区長を通じて結構ですから、周知徹底をして、命の安全というものを図っていただきたいと思っておりますので、それを要望させていただきたいと思っております。しかとお受けいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。（「答弁はいいですね」の声あり）

○熊谷復興建設課長

先ほどの桜木公営住宅の避難の収容人数の考え方なんですが、説明したいと思っております。桜木公営住宅屋上と4階以上の廊下、階段等使いまして、ざっと概数なんですが、約2,100人ということで、屋上がちなみに約1,300人、4階以上の廊下、階段等を使いまして約800人という形で今想定してございます。

○昌浦委員

はい、わかりました。この辺の数字もですね、何か地区住民では具体的にまだわかっていない人もいらっしゃるね、どうすんだべなと、それで旧の桜木保育所の発想が出てくるものですから、なるだけ、当然されておられるんでしょうけれども、より一層ですよ、あの桜木地区の近辺の方には、今の数字などを具体的に周知徹底をされれば、ああいう要望なんかも私のほうには来ないとは思っているので、ひとつその辺よろしくお願いいたします。要望で終わりです。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 99 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 100 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○根本委員長

次に、議案第 100 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。

○高橋国保年金課長

それでは、国民健康保険特別会計補正予算の御説明をさせていただきます。

初めに、平成 24 年度当初予算につきましては、23 年度からの保険税の減免、それから、一部負担金の免除に係る国からの取り扱い詳細が予算編成後に示されましたことから、減免等に係る関係歳入歳出予算につきましては反映されておりませんでした。今回の補正予算にその内容を計上させていただくものでございます。

内容につきましては、2 の議案関係資料で御説明をさせていただきます。議案関係資料 42 ページをお願いいたします。

東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免及び保険給付費等の概要について御説明申し上げます。

初めに 1 の平成 24 年度国民健康保険税減免の状況でございます。合計欄で申し上げます。

平成 24 年 9 月 30 日現在で 2,843 世帯が減免対象となっており、加入世帯数に対する減免世帯数の割合は 32.36%、国民健康保険税の減免額は 1 億 7,565 万 7,200 円、調定額の 12.36%になるものでございます。

次に、2 の一部負担金と免除証明書の発行状況でございます。こちらも合計欄で申し上げますと、9 月 30 日現在で 4,909 件となっており、被保険者数に対する免除証明書発行者数の割合は 30.88%となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 の国民健康保険税現年分の当初予算額と今回の補正予算額との比較でございます。当初予算では調定見込額を 15 億 4,322 万 1,000 円と見まして、収入見込額を 14 億 1,405 万 2,000 と見ておりました。なお、収納率は一般被保険者が 91%、退職被保険者が 98%でございます。

次に、今回の補正予算の内容ですが、減免額を含んだ調定見込額は 14 億 4,376 万 7,000 円になりますが、そのうち、災害減免額が 1 億 7,565 万 7,000 円、災害以外の減免額が 119 万 3,000 円となるものでございます。災害減免額と災害以外の減免額を差し引きました調定見込額は 12 億 6,691 万 7,000 円で、収入見込額は 11 億 6,097 万 3,000 円でございます。なお、収納率は当初予算と同じで、一般が 91%、退職が 98%を見ております。

以上によりまして、今回の補正額は、米印になりますが、当初予算収入見込額から今回の補正予算収入見込額の差額で 2 億 5,307 万 9,000 円の減額となるものでございます。

次に、4 の平成 24 年度国民健康保険税減免に対する財政支援についてでございます。24 年 4 月から 9 月までの被保険者加入期間に対しまして保険税を減免するもので、図をごらんいただきますように、対象期間は 4 月から 9 月までで、10 月以降の減免は終了となります。減免額のうち財政支援対象分は 1 億 7,367 万 3,000 円となりますが、これにつきましては国の特別調整交付金で 10 分の 10、全額補填されるものでございます。

なお、内訳につきましては、下のとおりとなりますのでごらんいただければと思います。

次の 44 ページをお願いいたします。

5 の保険給付費の関係でございます。こちらも、当初予算額と今回の補正額との比較となります。一番上が当初予算の 2 款 1 項療養諸費の金額になりますが、37 億 357 万 8,000 円でございます。これは一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費の合計額でございます。上から 2 つ目が本年度、これまでの 6 カ月間の実績を記載したもので、一部負担金等の免除額 2,048 万 3,000 円を含めた支出額は、既に 21 億 6,204 万 4,000 円となっております。当初予算比では 58.38%と 50%を超えている状況でございます。

次の棒グラフが 6 カ月の実績と補正予算額算定のための今後の見込み額をあらわしたものでございます。診療月で 3 月から 8 月までの 6 カ月の実績は記載のとおりですが、単位は 100 万円でございます。9 月以降、6 カ月分の見込み額につきましては、上半期の支給実績額が月平均で 3 億 6,000 万円でしたので、これをベースに前年度の下半期の伸び率等を勘案し、月平均 3 億 7,000 万円を見込んだものでございます。

次が、補正予算額の積算でございます。ただいまのとおり、今後の支出見込額を算定いたしまして、年間の見込み額は補正予算第 2 号のとおり 43 億 9,879 万円となりますので、下の米印になりますが、補正額は当初予算との差額 6 億 9,521 万 2,000 円となるものでございます。これにより、当初予算額との比較では 18.77%と大きな伸びとなりますが、これは先ほど申し上げましたが一部負担金免除分が反映されたことによるものでございます。

次に、6 の一部負担金免除に対する財政支援でございますが、下の図のとおり、3 月から 9 月診療分につきましては、国の特別調整交付金で 10 分の 10、10 月から 2 月診療分につきましては、一般被保険者のみ国の特別調整交付金で 10 分の 8、残りの 10 分の 2 は県の調整交付金で補填されることになっており、財政支援分総額は 4 億 2,196 万 9,000 円となるものでございます。

以上で、資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、1の議案117、118ページをお願いいたします。

初めに、歳出から御説明をいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費で、5億2,880万4,000円の増額、2目退職被保険者等療養給付費で1億6,585万2,000円の増額。3目一般被保険者療養費で34万円の増額。4目退職被保険者等療養費で21万6,000円の増額補正でございますが、これにつきましては先ほど資料で御説明したとおり、一部負担金等免除の実施や今後の医療費の支出見込額により計上済額との差額を増額するものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費で1億2,133万円の減額補正でございますが、これは一部負担金免除が実施されたことにより高額療養費該当者が減少したため減額をするものでございます。2目退職被保険者等高額療養費で1,284万4,000円の増額補正でございますが、これは療養給付費及び療養費と同様に今後の見込み額を算出いたしまして、当初予算に対し30.9%の増となる見込みでございますので、計上済額との差額を補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金で2,715万2,000円の増額補正。2目保険財政共同安定化事業拠出金で3,762万円の増額補正でございますが、いずれも拠出金の額の年度末見込額による補正でございます。

11款1項5目償還金で2万1,000円の増額補正でございます。これは、平成23年度国庫支出金のうち、高齢者医療制度円滑運営事業補助金につきまして、額が確定したための返還金でございます。

歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、109ページ、110ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税で2億3,005万9,000円の減額補正でございます。1節医療給付費分現年課税分で1億6,478万3,000円の減額、2節後期高齢者支援分現年課税分で4,666万7,000円の減額、3節介護納付金分現年課税分で1,860万9,000円の減額でございます。これは、先ほど資料で御説明申し上げました税の減免分などによるものでございます。2目退職被保険者等国民健康保険税で2,302万円の減額補正でございます。1節医療給付費分現年課税分で1,521万6,000円の減額、2節後期高齢者支援分現年課税分で429万7,000円の減額、3節介護納付金分現年課税分で350万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましても同様に、税の減免分などによるものでございます。

次に、3款1項1目療養給付費等負担金1節現年度分で345万6,000円の増額補正でございます。これは、歳出の保険給付費の増額によるものでございます。保険給付費の伸びに対しまして金額的に少なくなっておりますが、これは先ほど資料で御説明したとおり、一

部負担金免除額につきましては、国及び県から財政支援が実施されることによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 目高額医療費共同事業負担金で 678 万 8,000 円の増額補正でございます。これは歳出の拠出金の増額によるものでございます。

3 款 2 項 1 目財政調整交付金で 5 億 6,325 万 7,000 円の増額補正でございます。1 節普通調整交付金で 75 万 7,000 円の増額補正でございますが、これも歳出の保険給付費の増額に伴うものでございます。次の 2 節特別調整交付金で 5 億 6,250 万円の増額補正でございますが、内訳としましては、先ほど資料で御説明いたしましたとおり、東日本大震災による保険税減免分 1 億 7,367 万 3,000 円と一部負担金等免除分 3 億 8,882 万 7,000 円を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金で 2 億 5,929 万 8,000 円の増額補正でございます。1 節現年度分で 2 億 3,248 万 9,000 円は、歳出の退職被保険者等の保険給付費の増額に伴うものでございます。2 節過年度分で 2,680 万 9,000 円の増額補正でございますが、これは平成 23 年度の精算分でございます。

次に、6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金で 678 万 8,000 円の増額補正でございます。これは、歳出の拠出金の増額によるものでございます。次に、2 項 1 目財政調整交付金 1 節財政調整交付金で 3,400 万 6,000 円の増額補正でございますが、これは国庫支出金と同様の補正理由によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

9 款 2 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金で 3,100 万 5,000 円の増額補正でございますが、これは補正予算の不足財源に充てさせていただくものでございます。

ここで、国民健康保険財政調整基金の保有額を申し上げます。24 年 11 月末現在で 1 億 6,793 万 2,214 円でございます。今回補正後の予算額が 3,100 万 5,000 円となりますので、差し引きますと基金の残高は 1 億 3,692 万 7,114 円となるものでございます。

歳入の説明を終わらせていただきます。

ここで、債務負担行為の説明をさせていただきますので、同じ資料 105 ページにお戻りいただきたいと思っております。

第 2 表債務負担行為の補正でございます。今回追加いたしますのは、現在業務委託をしております国民健康保険税システムについて、本年度で契約期間が満了するため、改めて債務負担行為を設定させていただくものでございます。なお、業務等の開始時期が 4 月 1 日からになりますので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、記載のとおり期間、限度額で債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

来年度の保険料の引き上げは見送るということで、大変市民の皆さんは市長の英断を歓迎しております。なかなか大変な中です。市民も相当そういう中身を知っていながら、しかし支払うのは大変だということで英断を歓迎しておりますけれども、要は、病気をしている人が、しかも震災後に病を得てしまった人たちが、今一部負担金が本当に3月まで無料が延びて、大歓迎ということで一生懸命健康に戻るために病院にも通っているわけですが、その先どのようになっていくのかということも、今、選挙の最中でそういうことも争点にしながら政権がいろんなことで言われておりますが、そういう中で多賀城市としては3月過ぎたらもとに戻るんだよというような方向性が出てくると、震災を契機にして、それだけでなく大変なだけけれども、それがきっかけで病気になった人たちなんかはとても苦痛な思いがあるんですけれども、そういうところでの運動の状況、皆さん方のね、思いというか、どういう程度に、どの辺にあるんでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

まず、1点目の制度上の問題としまして、国のほうではもう既に保険料の減免は9月で打ち切っております。これにつきましても、延長の要望書等出しておったところでございますが、国ではもうそれ以上の補填はできないというふうなことで、多賀城市が単独費で補填をするというのはどだい無理な話でございますので、その制度上の問題ということになろうかと思えます。一部負担金につきましても、一応3月まで延長というふうなことなんです。それ以降については、国のほうでは延長は現段階では考えていないというふうな方針を打ち出しておりますので、その後、一部負担金については、通常どおりの形に戻るのかなというふうに思っておりますが、なお我々も、県内の課長会議その他ではさまざまな形で要望を出させていただいておりますので、ただその願いがかなうかどうかというふうなことになるかと、大変厳しい状況にあるのではないかとというふうな思いでございます。

○佐藤委員

先ほど市長に放射能の要望をしたお話がありまして、ちょっと失念をしていたなというような雰囲気も見られましたけれども、ぜひ市長、さまざまな場所で、多賀城の市民の健康と暮らしの安全を考えたときに、国の政策に反映してもらえるように頑張りたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 100 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 101 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○根本委員長

次に、議案第 101 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

介護保険特別会計の平成 24 年度の当初予算につきましても、先ほど国民健康保険特別会計で申しあげましたように、同様に 23 年度からの保険料等の減免等に係る国からの取り扱い詳細が予算編成後に示されましたことから、減免に係る関係歳入歳出予算につきましては反映をされてございませんでした。今回の補正予算にその内容を計上させていただくものでございます。

まず初めに、今回の補正予算の主な内容となっております介護保険料等の減免の状況につきまして御説明を申し上げますので、資料 2 の 45 ページをお願いいたします。

1 の平成 24 年度介護保険料の減免の状況でございますが、保険料の減免につきましては、今年度 9 月をもって終了してございます。10 月末日現在の減免額計は、表の右側 7,990 万 206 円となっております。

2 の平成 24 年度利用者負担額免除の状況でございますが、10 月末日現在の免除額計は、表の右側 4,771 万 2,450 円となっております。なお、利用者負担額免除につきましては、来年の 3 月まで延長となっております。

3 の平成 24 年度介護保険料利用者負担額免除に対する国からの財政支援の概算についてでございますが、上の図、保険料につきましては囲みの中、特別調整交付金として 7,885 万 6,000 円、円まで記載してございますが、交付は千円単位でございますので御了解願います。図の下、黒四角の原発関係避難の方については 2 万 9,000 円、災害臨時特例補助金として交付される見込みでございます。その下の囲みの中、利用者負担額につきましては、平成 24 年 3 月利用分から 9 月利用分までを所定の算定割合によりまして 24 年度の特別調整交付金として概算で 1,168 万 9,000 円、こちらも交付単位は千円でございます。御了解願います。本年 10 月から 25 年 3 月利用分までにつきましては、平成 25 年度の特

別調整交付金として交付されることとなっております。図の下の黒四角の原発関係避難の方につきましては 19 万 8,000 円、保険料と同様に災害臨時特例補助金として交付される見込みでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきまして、資料 1 により御説明をさせていただきますので、資料 1 の 136 ページをお願いいたします。

まず、歳出から御説明申し上げます。

1 款 3 項 1 目介護認定審査会費、説明欄 1、介護認定審査会費負担金の財源組み替えでございまして、左のページ補正額の財源内訳、その他の欄で一般会計からの繰入金で 319 万 7,000 円減額し、平成 23 年度の塩釜地区消防事務組合負担金の精算戻入額と同額を諸収入として組み替えるものでございます。

次の、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費 5,241 万 8,000 円並びに次の 3 目施設介護サービス等給付費 4,300 万 8,000 円の増額補正につきましては、それぞれ利用負担額免除に伴います給付費の増額でございます。

○長田健康課長

次に、3 款 1 項 1 目一次予防事業費で、予算の組み替えを行うものでございます。これは、来年 2 月 7 日に開催する介護予防講演会の講師謝礼を、当初は 8 節報償費で 31 万 5,000 円を計上しておりました。次のページをお願いいたします。講師との打ち合わせにより 12 節役務費で講師派遣手数料へ変更するもので、31 万 5,000 円の予算の組み替えを行うものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、6 款 3 項 1 目諸支支出金 200 万円の増額補正で、説明欄 1、食費・居住費負担金でございしますが、本年 2 月まで実施いたしました施設入所等における食費・居住費の免除につきまして、24 年度に入って申請のあったものに対する負担分でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、128 ページにお戻り願います。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料で 7,990 万円の減額補正でございます。これは、資料で御説明申し上げました保険料の減免分に係るものでございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金で 1,693 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明申し上げました利用者負担減免分に係る給付費増による国庫負担金の増でございます。

3 款 2 項 1 目調整交付金で 306 万 3,000 円の増額補正でございます。これも同様に利用者負担減免分に係る給付費増による国庫補助金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 2 項 5 目介護保険災害臨時特例補助金で 22 万 7,000 円の増額補正でございます。

これは、資料で御説明申し上げました原発関係避難の方に係る保険料及び利用者負担減免分に係るものでございます。

同じく 7 目特別調整交付金で 9,054 万 6,000 円の増額補正でございます。これも資料で御説明申し上げました本年 4 月から 9 月までの介護保険料の減免分並びに本年 3 月から 9 月利用分までの利用者負担額免除に係る交付金でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金で 2,862 万 8,000 円の増額補正でございます。これも利用者負担減免分に係る給付費増による支払基金からの増でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金で 1,407 万 8,000 円の増額補正でございます。これも同様に県負担金の増でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1,073 万 1,000 円の増額補正でございます。1 節介護給付費繰入金で 1,192 万 8,000 円の増額補正ですが、利用者負担減免分に係る介護給付費の増額に伴うものでございます。4 節その他繰入金で 319 万 7,000 円の減額補正ですが、歳出で申し上げました平成 23 年度の塩釜地区消防事務組合負担金の精算戻入による一般会計からの繰入金の減額でございます。5 節介護保険サービス利用料減免分繰入金で 200 万円の増額補正ですが、歳出で申し上げました施設入所等に係る食費・居住費の免除に係る繰り入れでございます。

次のページをお願いいたします。2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金で 992 万 1,000 円の増額補正でございますが、これは介護給付費の増額に伴い、1 号被保険者負担分の当該基金からの繰り入れを増額するものでございます。なお、本補正によります平成 24 年度末の基金残高見込額といたしましては 8,878 万 9,773 円となる見込みでございます。

次に、9 款 3 項 3 目雑入で 319 万 7,000 円の増額補正でございますが、平成 23 年度塩釜地区消防事務組合負担金の負担割合確定に伴う返還金でございます。

歳入は以上でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で、説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○深谷委員

137 ページの一次予防事業で、報償費予算の中の組み替えで役務費ということだったんですけども、ここよく意味がわからなかったもので、講師が来てお話しするようなもので考えておられたのかな。それで、その講師のあれが変わって、報奨金という形でお支払いいただく役務費との中でのやつでというの、ちょっとわからなかったもので、御説明お願いします。

○長田健康課長

こちらは、当初予算のほうにおいては、こちらの講師謝礼を講師個人に対してお支払いするというふうなことで予定しておりました。講師との打ち合わせによりまして、講師が所属しております講師の派遣会社、そちらを通して講師に来ていただくというふうな形になりま

したものですから、8節から12節のほうへ組み替えを行ったものでございます。

○深谷委員

話してもらう内容等については変わらない内容でということなんでしょうけれども、これは前からちょっと気になってたといいますか、今二次予防より一次予防が大切だということで、そういった御講演を通して一次予防を広めていって、適正な食事であったり、運動であったりということをやると思うんですけども、この31万5,000円という講師謝礼を払って、どれぐらいの人たちを呼んで、どれぐらいの規模でこれぐらいの御講演を考えていて、これとても難しいんですけど、例えばそれが一次予防につながっているというふうな部分をどれぐらい見込んでいくのかというのは、どのように考えられているのか、お答えお願いします。

○長田健康課長

今回の講演会のほうにつきましては、認知症予防のほうに主眼を置きまして、文化センターの小ホールを使いまして四、五百名程度ということで御理解をお願いしたいと思います。なお、前は、やはり認知症予防というようなことで、脳トレで有名な東北大学の川島先生のほうに来ていただきまして、その際は大ホールで1,100名という形で入ったというような経過がございました。今回のほうについては小ホールのほうで行わせていただくというようなことで、諏訪東京理科大学の篠原教授という方に「認知症を予防する脳の使い方」というような形で御講演をいただくというような方向で現在考えております。

○深谷委員

要はその認知症予防の講演をして、認知症を予防することが、どれぐらいその効果を見込んでこの予算を使うのかということをお伺いしているんです。ので、それをお答えいただきたいんです。これ、すぐに数値で出るものではないと思います。ただ、ずっと今まで続けていく中で、どれくらい予防ができていくのかということも適正に判断していかないとだめなのではないのかなというふうに思うので、今までの経過として川島教授を呼んだこともございます。今回、2回目ということなんですかね。要はそういった中で、この講演という手法を使って認知症予防が、どれくらい予防できていくのかというのをどのように検証しているのかということをお伺いしたいんですけども。

○長田健康課長

やはり、こちら認知症予防という部分につきましては、やはりその方の生活習慣とかというものが影響してくるのかなというふうな形で思っております。そのため、生活習慣を変えていただく、そちらのほうを御講演をいただいて、生活習慣の改善等に役立てていただければいいのかなと思っております。ただ、こちらどのぐらいの割合というふうな形になると、なかなか深谷委員のおっしゃるようにすぐに効果が出るというわけではないと思いますので、こちらのほうにつきましては、長い期間をかけて少しずつ積み上げていかなければならぬのかなというふうな形で思っております。

○深谷委員

そういったところですが、介護計画の中で、今第五次でしたかね、あの中でその辺の数値も出して、計画立ててその計画を実行していくために、こういった予防事業で予算を使ってやるということがあると思うので、ぜひその辺の検証も常にしながら進めていただきたいというふうに思うの 1 点と、あとは、こういった一次予防事業で民間の活力もどんどん活用していくべきだなというふうに思います。民間でそういった習慣病予防なりなんなりということで、体を動かしたりですとか、そういった話をしたりとか、そういうことをやられている方もいらっしゃいます。同じ 31 万 5,000 円を使うのであれば、そのボランティアでやっているような方々に、例えば公民館なりを無償で貸してあげられるような、予算の中で例えばこういうものを使っていくとか、いろんなことを併用してやっていくようなことも大切だと思うので、その辺については 1 点、回答をお願いします。

○長田健康課長

やはり、こちら一次予防、二次予防事業のほうにつきましては、参加していただくことが大事だと思っております。それで、前回もありましたが、言いましたが、市直営だけではなく受講者数も増えないという部分もありますので、民間の力も今後かりまして、そちらのほうに力を注いでいきたいというふうに思って考えております。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 101 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

皆様方に申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

ここで暫時休憩といたします。

○伊藤議会事務局長

御連絡いたします。直ちに本会議を開きますので、議場に御参集をお願いいたします。

午後 4 時 42 分 休憩

午後 4 時 58 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

● 議案第 102 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○根本委員長

次に、議案第 102 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それでは、説明をさせていただきます。

説明資料 1 の 154、155 ページをお願いいたします。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 390 万 5,000 円の増額補正でございます。説明欄、下水道管理、1 雨水管路維持管理事業 360 万の追加補正でございます。11 節修繕料 110 万円でございます。これは、道路災害復旧に伴う 20 カ所の雨水マンホール高さ調整でございます。

次に、13 節施設維持管理等業務委託料 250 万円でございます。これは、津波浸水区域箇所雨水幹線の土砂しゅんせつ業務約 1.4 キロ分でございます。

次のページをお願いいたします。

1 款 3 項 2 目污水管理費で 1,997 万 1,000 円の増額補正でございます。説明欄、下水道課分、1 污水管渠維持管理事業 1,993 万円の追加補正でございます。11 節修繕料 1,693 万円でございます。これは、道路災害復旧に伴う 235 カ所の污水マンホールの高さ調整でございます。次に、15 節污水管渠補修等工事 300 万円でございます。これは浮島字西沢地区の管径 200 ミリ、延長 30 メートルの污水管の敷設替え工事でございます。

次に、2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 1 億 1,781 万 1,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金 436 万 8,000 円の減額補正でございます。これは、平成 21 年度より社会資本総合交付金により整備をしてきましたが、震災により被災したことから、今回新たに復興交付金事業による整備が採択になったことによる減額でございます。説明欄 2、宮内雨水幹線整備事業から説明欄 7、雨水貯留施設等整備事業までは、地盤沈下等により排水不良になった地域の雨水幹線等整備事業が復興交付金事業で採択になったことによる設計業務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄 8、污水施設建設事業 1,317 万 9,000 円の追加補正でございます。主なものは 13 節委託料 300 万円と 15 節工事請負費 1,000 万円でございます。これは、国道 45 号線の市道下馬森郷線との交差点部から、塩竈市との行政境まで、これを電線共同溝により地中

化する計画となっております。それに伴う污水管の移設、30メートルの移設に伴う費用でございます。この移設費用につきましては、国より補償されることになっております。

説明欄 9、下水道未復旧解消対策事業、13 節栄地区污水枝線測量及び設計業務等委託料 1,100 万円でございます。これは、栄 1 丁目地内の管径 200 ミリ、延長 450 メートルの污水管敷設に伴う委託料でございます。

3 款 1 項 1 目公債費で 1,504 万 7,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、雨水事業元金償還事業、23 節雨水事業 40 万 9,000 円の増額補正でございます。これは、平成 23 年度において、東日本大震災による被災施設借換債の元金償還額の額が確定したことによるものでございます。また、本年度借りかえを行う資本費平準化債の発行額が確定したことから、あわせて財源の組み替えを行うものでございます。説明欄 2、雨水事業利子支払事業、23 節雨水事業分 595 万 3,000 円の減額補正でございます。これは、平成 23 年度に実施した東日本大震災による被災地借換債の活用に伴う年率の低減によるものでございます。次に、説明欄 3、污水事業元金償還事業 259 万 7,000 円の増額補正でございます。23 節污水事業分 156 万円の減額補正。流域下水道事業分 415 万 7,000 円の増額補正でございます。これは、平成 23 年度に実施した東日本大震災による被災地借換債の元金返還額が確定したことによるものでございます。また、本年度借り入れを行う資本費平準化債の発行額が確定したことから、あわせて財源の組み替えを行うものでございます。説明欄 4、污水事業利子支払事業 1,210 万円の減額補正でございます。23 節污水事業分 1,205 万 2,000 円、流域下水道事業分 4 万 8,000 円の減額補正でございます。これも平成 23 年度に実施した東日本大震災による被災地借換債の活用により、年率の低減によるものでございます。次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 4,470 万 6,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、19 節仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金 4,470 万 6,000 円でございます。これは、中野ポンプ場の災害復旧事業において、ポンプそのものがさらに復旧を必要とする箇所が判明したことによる増額でございます。

恐れ入ります、143 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為補正でございます。単価契約に係る複合機の使用でございます。期間は平成 25 年度から平成 29 年度でございます。限度額については、予算の範囲内でございます。

歳出については以上でございます。資料 2、46、47 ページに今回下水道事業の整備概要及び整備箇所が記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、歳入につきまして御説明をさせていただきます。

148 ページ、149 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 550 万円の増額補正でございます。説明欄 1、社会資本総合整備交付金 550 万円でございます。これは、栄地区の下水道未復旧解消対策事業の補助金でございます。事業に対する補助率は 2 分の 1 でございます。

次に、5款1項1目一般会計繰入金 3,462万8,000円の増額補正でございます。これは歳出で御説明いたしました各事業の一般会計繰入金でございます。

5款2項1目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金 7,350万円の増額補正でございます。

これは、説明欄記載の各事業の復興交付金事業に対する繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

7款2項1目雑入で 1,433万4,000円の増額補正でございます。説明欄1、消費税還付金 93万1,000円の増額補正でございます。これは、24年度申告額の確定に伴い、国税局より還付されたことによるものでございます。説明欄2、汚水施設移設等補償金 1,340万3,000円の増額補正でございます。これは、国道45号線の電線共同溝に伴った汚水管移設に伴う補償金でございます。

次に、8款1項1目下水道事業債で 3,280万円の増額補正でございます。1節公共下水道菜 930万円の増額でございます。説明欄1、単独事業債は、仙台西原雨水ポンプ場建設事業負担金に対するもので、復興交付金事業へ移行したことに伴う700万円の減額補正でございます。説明欄2、社会資本整備総合交付金事業債は、栄地区の下水道末復旧箇所解消事業に対する550万円の増額補正でございます。説明欄3の公営企業復興事業債は、復興交付金に対する1,080万円の増額補正でございます。3節資本費平準化債で300万円の増額補正でございます。これは、平成23年度借入額の確定によるものでございます。5節公営企業災害復旧事業債で890万円の増額補正でございます。これは、仙台市中野ポンプ場の災害復旧事業に対する増額補正でございます。6節震災減収対策企業債で1,160万円の総額補正でございます。これは、汚水事業の各種補正に伴う増額補正でございます。

次に、恐れ入ります144ページをお開き願います。

第3表地方債補正の変更でございます。先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債 3,280万円の増額補正により、補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計額は10億4,290万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

資料2に、後ほどごらんいただきたいと存じますが、48ページに下水道事業の元利償還金と雨水・汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が当初予算と比べてどのようになっているかをあらわした表が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で下水道事業特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。

○藤原委員

161ページなんですが、仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金、これ中野ポンプ場ですね。4,470万6,000円の算出根拠を説明していただきたいんですが。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

中野ポンプ場につきまして、実際に災害復旧でポンプを外しまして、工場のほうに持って行ったところ、ポンプそのものの軸そのものが壊れておって、交換をしなければならないということで、主にインペラ部というんだそうですが、その修繕関係の費用でございます。それで、その事業そのものが2億430万8,000円、それに対する負担率、多賀城市の排水の面積と仙台の排水の面積でこれ決めておりまして、0.585ということでございます。それに対する負担金ということで、今回計上させていただいているものでございます。

○藤原委員

これは、いわゆる災害の復旧事業ですよ。災害の復旧事業についてはほとんど地元負担がないくらいに国から手当てがあるんじゃないかと。例えば、多賀城のいろんな施設を見てもそうだったのではないかと。それから見るとちょっと多賀城市の一般財源の持ち出し額がちょっと多いのではないかという問題意識なんですよ。だから、2億430万8,000円のうち、国から幾らお金が来て、残りのいわゆる地元負担分を0.585負担したんだろうけれども、何でこの数字になったのかというのちょっとわからないんですけど。ちょっと多賀城の持ち出し分が多いんじゃないかという気がしてるんですけど、それについてはどういうことでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

これは、現在仙台市のほうといろいろ協議をしてまいったところでございますが、通常災害の復旧事業につきましては、設計書をつくりまして、災害の査定というものを受けることになってございます。その段階で認められたことについては、委員先ほどおっしゃったように、ほとんどの負担そのものがないような状況で、事業を完了していくわけなんですけれども、今回につきましては、実際に見えない部分での破損ということでございまして、災害復旧そのものの国費の部分に充てられなかったというふうなことのようでございます。それで、仙台市のほうでも国のほうに少しでも災害復旧の予算として認めていただきたいということで、増額のいろいろ交渉を行っておったのですが、その辺につきましては、その事業で見えない部分で災害査定官が、それは被災しているというふうに認められなかったということで、認めていただけなかったとあって、その事業費については通常の国費が入ったの災害復旧とは違う状況の復旧をしなければならないという状況になってございます。

○藤原委員

そんなのあり得ないと思いますよ。見える、見えないって、目で見えるとか見えないということなの。機械なんて外側から見てたって中全然わからないでしょう。だから、実際にその機械をもとに戻すのが復旧の予算なのであって、見えるからとか、見えないからとか、だから国の金が出ないとかという話はあるんじゃないかと私は思うんですけどもね。だって、いっぱい流用されてるんだよ。何回も言うけど、東日本大震災の復興予算は。だから、実際の被害に出さないで何やってるんだということなんですよ、これは結局。だから、私は市長の出番でないかなと思うんですがね、こういう問題は。だからね、今大事なことは何かというと、本来の復旧の枠組みだとこうなるんだと、2億430万8,000円かかりま

したと。本来の復旧の制度の枠だと、それから国庫補助金が幾ら来てね、その残りがどうな
って、こうなったというのが全然見えないでしょう、これだと。本来はないんでしょう、復
旧事業だから。自治体負担というのは復旧事業だから本来ないんじゃないかと。だって、多
賀城だって去年からことしにかけて、復旧事業いっぱいやりました。けども、いわゆる一
般財源の持ち出しというのほとんどなかったんでしょう、復旧事業でね。それなのにですよ、
中野ポンプ場を直すだけなのにね、4,470万6,000円も一般財源持ち出しということは
ないでしょう、これは。復旧事業の枠組みの中で、私はあり得ないと思いますよ、これは。
だから、何か間違いじゃないかと、これは。どうでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

ただいま御質問のありました下水道のほうの災害復旧費なんですけれども、これ一般財源
というふうに書いておりますけれども、こちらのほうは一般会計からの繰入金などで成り
立っているというふうに御理解いただきたいと思います。そうしますと、一般会計からの繰
入金の中には、一般会計繰入金の財源といたしまして、震災復興特別交付税、これが充当さ
れるということになりますので、こちらの、最終的には、先ほど国費に当たるかどうかとい
うことでの検討をしているわけでありまして、現時点では地方単独事業という扱い
になっているわけです。そうしますと、災害復旧事業に関しましては、地方負担分は全て震
災復興特別交付税で賄われるというふうな仕組みになっておりますので、こちら一般財源
という表示にはなっておりますが、一般会計繰入金に当たる。その一般会計の財源としては
震災復興特別交付税が当たるというような格好になっております。ですから、地方負担とい
うものは理論的には生じないと、そういうふうな仕組みになっておりますので、御理解いた
いただきたいと思います。

○藤原委員

そうすると、その3,580万6,000円というのは、全て災害交付金から出ているというこ
とだね。わかりました。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

すみません、震災復興特別交付税になります。

○竹谷委員

震災復興特別会計で、これ149ページに、そうすると一般会計繰入金3,462万8,000
円、これは今言った、答弁されたことも加味されているんだという意味合いにとっておいて
よろしいんでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、こちらの一般会計繰入金の中には震災復興特別交付税に関する部分も含まれており
ます。ただ、金額的に先ほどの160ページのところと食い違いが出るとは思います、こち
らのほうは財源の組み替えなどによって不一致が出ているということになります。

○竹谷委員

これは、その入ってるんだという一般会計の繰り入れの中に復興交付金もこの中に入って

るんだという意味合いだと。

もう一つ、151 ページね、これも財政関係なんですけど、社会資本整備総合交付金事業債、多分これは歳入が 550 万円のこの余り分を起債で認めたとということになってるんじゃないかというふうに見たんですけど、そういう見方でよろしいんですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そのとおりで結構でございます。

○竹谷委員

じゃあ、この社会資本整備総合交付金事業債は、後で特交とか何かで加味されてくるものなんじゃないでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

こちらは下水道事業の通常事業債ということになります。ですから、交付税措置としましては、単位費用の中で下水道費、そちらのほうで計算されてくるということになります。ですから、金額的には特別交付税のようなはっきりした形ではあらわれてはこないんですが、普通交付税の総額の中で、基準財政需要額の中で算定をされていくということになります。その算定に当たっては、実際に元利償還金、そういった部分がストレートにあらわれてくるものではなくて、単位費用の中で計算されていくということになります。

○竹谷委員

総合的には丸々来ないかもしれないけど、算定基準の中に入るんだという解釈だということでもいいんですか。はっきりそう言ってくださいよ、そんな理屈要らないから。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤委員

本当にね、下水道の事業、浸水対策から復旧工事、復興工事から大変なんですけれども、今回課の係が 2 つになって、ああよかったなというふうな思いで私見たんです。その中で、98 号関係資料追加資料のところ、16 番下水道課で 12 名で 800 万円の委託事業の人数が挙げられていて、ということなんですけど、下のほうを見ると 5 人で 800 万円とか、11 名で 2,500 万円とか、いろいろ数字が、大体似ているのに金額的には随分差があるような気がするんですけども、これは下水道の部分でいうと、どういうところに配置されている人たちなんじゃないかな。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

こちらにつきましては、12 名という人数が出てございますが、左の事業概要に書いてございます雨水幹線の管渠整備等を行う委託費でございます。それで、実際にはその委託業者のほうをお願いをして 12 名の雇用創出を行っているということでございます。

○佐藤委員

適切な人数であればいいなというふうに思うんです。本当に大変だというのは、はたから見

ていてもそうだし、当事者も大変だと思うんです、下水道課全体がね。そういう中で、自治法派遣の人たちも来てもらって、頑張っていたらというふうに思うんですが、我慢しないで、頑張ってください方には、ぜひ人の足りないところとか必要な応援は、どんどん声を出して行って、市長なり、副市長なり、部長なりに頑張ってくださいという方向性でね、体を壊さないように頑張ってくださいなというふうな思いなんです、よろしく願いをいたします。市長も、副市長もよろしくどうぞお願いいたします。

○藤原委員

さっきの財政担当の話聞いて理解したような気持ちになったんだけどね、ちょっとまたわからなくなったんだけど、いわゆる160ページに一般財源で3,580万6,000円、財源内訳書いてますよね。歳入を見るとね、基金繰入にはその項目は出てこないんですよ。一体どこの数字ですか、この歳入の3,580万6,000円というのは。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほどのお話だったんですが、これは一般会計からの繰入金ということになります。ですから、148ページの5款1項1目の一般会計繰入金、こちらのほうが財源として当たっているということになります。

○藤原委員

繰入金よりも財源内訳のほうが多いんだけど、これはどういうふうに理解すればいいの。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

この一般財源の部分なんですけれども、一般会計繰入金なんですけれども、こちらが下水道特別会計の充当される際に、実際に繰り入れをしているのが今回の補正では3,462万8,000円になるんですけれども、既に既決の部分での予算もございます。今回、下水道事業特別会計の事業の中で財源の組み替えなども実際に行っている部分もありまして、この部分で不一致が生じるような格好になっております。

○藤原委員

じゃあ、これが震災復興特別交付金ということだね。できればわかるように書いてもらいたいなというのが一つです。

それから、もう一つはね、回り回ってみんな国が負担してくれてるということのようなんですけど、さっきの見えないところが認められなかったとかなんとかというのはね、やっぱり何か気になるんだね。回り回って金が出てくるようなので、それはあんまりこれ以上は問題にしないんだけど、やっぱり理屈の通った、筋の通ったお金をすんなりと出すというのが私は筋だと思いますよ。何だかわけのわからない特例みたいな処理の仕方というのは、私はやっぱりよくないと思いますね。そういう点はきちんと筋が通ったお金の出し方を求めていただくようにすべきだろうというふうに、意見を言っておきます。

○竹谷委員

ずばり聞くけど、今のやつはね、関連するけど53ページのね、関連してるんです、これ、完全に。第一の53ページ見てみて、1の53ページ。そこに、東日本大震災復興交付金っ

てあるでしょう。そこの国土交通省所管の中からここに一般から出したという格好になるんですか、そうすると。くそもみそも一緒になってるようだけれども。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

すみません。繰り返し申し上げますが、一般会計からの繰出金、下水からいうと繰入金ということになるんですが、そちらの内容なんですけれども、ちょっと戻りますけれども、一般会計のほうの50ページ、51ページをごらんいただきたいと思います。50ページ、51ページの地方交付税の中の震災復興特別交付税、こちらのほうが一般会計からの繰入金の財源として当たっているというような格好になります。

○竹谷委員

だからこれで説明すればいいの、最初から。ここから出てるんだと。そうすればわかってくる。その一部がここに来てるんだと。そうすればみんなわかる。そういうふうにやっぱり説明しないと、理解できないんです。悪いけど、頭悪いから。ということで、私は思いますので、きちっとそういう説明をしてください。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第102号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第103号 平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算（第4号）

○根本委員長

次に、議案第103号 平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

関係部課長等から説明を求めます。

○櫻井上水道部次長（兼）管理課長

それでは、資料1の163ページをお開き願いたいと思います。

平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量でございます。

第2条第4号の(イ)は、排水管改良事業費でございますが、8,980万円を520万円増額して9,500万円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出でございます。予算第3条中に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いするものでございます。第1款水道事業費用で651万4,000円を増額し、16億8,375万9,000円とするものでございます。増額の主なものは、道路の災害復旧工事に伴う排水管修繕費と人件費でございます。

第4条は資本的収入及び支出でございます。

第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対する不足額3億8,858万9,000円を520万円増額し3億9,378万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,770万9,000円を24万8,000円増額し1,795万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金2億6,396万7,000円を495万2,000円増額し2億6,891万9,000円に改めるものでございます。

第5条は債務負担行為でございます。これは、リース期間満了による公用車2台の借りかえで、複数年契約を要し、新年度当初から履行するため、本年度中に契約等事務処理を実施する必要があることから、第5条に定める債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。169ページに債務負担行為に関する調書、また、資料2の議案第103号関係資料49ページ、最後から2ページ目でございます。49ページに平成24年度債務負担行為補正内訳書がありますので、御参照願えればと思います。

すみません、164ページにお戻りください。

第6条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。

予算第9条第1号は職員給与費でございますが、2億3,414万1,000円を231万円増額し2億3,645万1,000円に改めるものでございます。

次に、167ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。まず、上の表で収益的支出について御説明申し上げます。

1款水道事業費用で補正予定額651万4,000円の増額補正でございます。この主なものは職員人件費と排水管修繕費を増額するものでございます。

1項1目原水及び上水費で110万円の増額補正でございますが、職員人件費の増によるものでございます。2目排水費690万円の増額補正でございますが、まず人件費でございますが、190万円の増額補正でございます。次に、修繕費、道路の災害復旧工事に伴う仕切弁きょう等の高さ調整のための排水管修繕費で500万円の増額補正で、合わせて690万円の増額補正でございます。3目給水費で、職員人件費10万円の減額補正でございます。5目業務費で25万円の減額補正でございますが、職員手当の減によるものでございます。6目総係費で、職員人件費60万円の減額補正でございます。

次に、2項営業外費用で48万6,000円の減額補正でございます。これは2目消費税及び

地方消費税で、4号補正に伴う消費税の納付額減によるものでございます。

次に、下の表になりますが、資本的収入及び支出でございます。支出でございますが、1款1項建設改良費で520万円の増額補正でございます。1目排水管整備事業費では、職員人件費の増額に伴う備品消耗品との組み替えによるものでございます。2目排水管改良事業費で520万円の増額でございます。災害時に他自治体から支援を受けた資材等の保管用として倉庫を設置する工事費で520万円でございます。

最後になりますが、ここで補正後の予定損益計算書について説明させていただきますので、資料2の最終ページ、50ページをお願いいたします。

損益計算について当初予算から補正を得て今回の補正後を消費税抜きであらわした表でございます。太枠で囲まれた部分が補正後となり、その右隣が当初予算との比較となっております。今回の4号補正におきましては、左側、借方費用の部、排水管修繕費と職員人件費の補正増に伴い、676万2,000円の増額補正となり、当年度純利益は356万3,000円を予定しております。

以上で説明を終わります。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより、収入支出一括質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第103号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託をされた議案第98号から議案第103号までの平成24年度多賀城市各会計補正予算の審査は全て終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長宛て報告をいたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算等特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 5 時 39 分 閉会

補正予算等特別委員会

委員長 根本 朝栄